

大木 由以  
OKI, Yui

公立  
美術館における  
学芸員の  
専門性

人から考える  
博物館教育

樹村房

大木 由以  
OKI, Yui

公立  
美術館における  
学芸員の  
専門性

人から考える  
博物館教育

樹村房

## はじめに

博物館にかかわる様々な役割を担う学芸員は、日本特有の専門的職員である。彼らは、社会教育のための機関として位置づく美術館において、様々な葛藤を抱えながら独自の教育実践を蓄積してきた。しかし、学芸員の役割は資料の収集保管から調査研究や教育普及まで多様であるために捉えにくく、蓄積されてきた教育実践には、これまで十分に目が向けられてこなかったといえよう。

そうしたなかで、本研究は、公立美術館の発達と教育実践の蓄積を歴史的に概観し、学芸員の専門性（特有の知識や技術、態度）がいかにして形成されたかを解明することを試みている。つまり、多様な状況におかれる学芸員について、研究対象を教育事業の蓄積がみられる公立美術館に限定し、その教育機関としての側面に注目しながら、関連する議論や蓄えられてきた実践のみならず学芸員個人の内面に迫ることによって、学芸員像を多面的に描出しようとしている。彼らが地域社会やそこで暮らす人々とのように向き合ってきたか、どのような状況におかれ、どのような葛藤をしながら教育実践を蓄積してきたかを明らかにすることで、学芸員の学習支援者としての可能性を提示し、教育機関としての美術館の発展につなげていくことをめざしている。

本研究の特徴として、まず、社会教育学・博物館学の領域を往還しながら、社会との関係を意識して美術館や学芸員の分析を行った点があげられる。社会教育学の領域で注目されてきた民間の教育活動や制度を問い直そうとする運動、学校教育との関係や関連する任意団体の設立過程などに目を向け、美術館が社会的に発達し教育機関としての役割を果たしてきたことを明らかにしようとしている。加えて、総合的な専門職である学芸員の存在に注目し、法律や資格制度などの外的要素だけでなく、役割の自覚や葛藤などの内的要素からその特性を捉えている点も、特徴といえる。

ところで、学芸員の働きにより、社会教育のための機関として美術館は、展示に限らない多様な方法で利用者に働きかけながら独自の発達を遂げてきた。しかし、海外のキュレーターと違い多様な役割を担うことが多いことから雑芸員などとも揶揄される学芸員は、研究者としての専門性を重視する立場からは

制度的な不備をもつと指摘されることがある。そこで、本研究では、研究機関としての洗練と教育機関としての総合化のあいだで揺れ動きながら、学芸員が、教育機関の専門的職員としてどのように人や社会と向き合ってきたかについて質的な検討を行っている。

こうした検討を試みる背景には、学習者を中心とした支援が重視されるなかで、教育事業がどのような立場で行われ、それによりどのようなメッセージが発信されているかという視座を疎かにすることではできないという筆者の考えがある。学習者重視の姿勢は否定されるものではないが、博物館が何をしようとしてきたのか、学芸員が地域社会やそこで暮らす人々に対してどのように働きかけようとしてきたかを把握する作業は、博物館で学ぼうとする人たちに充実した学習機会を提供するうえで欠くことができない。

さらにいえば、本研究は、先進的と考えられている海外の博物館教育論に対して、エデュケーターのあり方を考えるうえでの示唆を与え得るものである。日本の博物館は、そもそもその存在のみならず、博物館の教育機能を説明する際に用いられる「博物館教育」も海外から移入された概念である。この「博物館教育」においては、昭和初期からこんにちまで海外の議論や実践が先進例として紹介されてきているが、本研究で明らかとなる日本の博物館のあり方は、海外の博物館教育論に対して、新しい制度や専門職像を示すものとしてインパクトをもたらす可能性がある。

2012年に施行された博物館法施行規則によって大学において修得すべき「博物館に関する科目」に「博物館教育論」が新設されたが、基礎的な研究の蓄積は乏しく、博物館における教育の特質を解明することの社会的要請は大きい。2022年には、まちづくりや観光振興に果たす博物館の役割に対する期待の高まりの中で、博物館法が改正された。文化庁は、社会の変化に対応した博物館運営の実装化に向け、学芸員養成のあり方をめぐる議論を継続し、さらなる法改正につなげていく姿勢を示している。本書が、学芸員の学習支援者としての一面を提示することにより、教育機関としての博物館の役割を検討する一助となれば幸いである。

## 目次

はじめに .....	i
<b>序章 問題の設定</b> .....	<b>1</b>
0.1 研究目的 .....	1
0.2 研究の背景 .....	2
0.2.1 教育機関としての美術館	2
0.2.2 科学をめぐる二つの教育観	4
0.2.3 社会教育施設としての美術館	9
0.2.4 美術館教育の定義	12
0.3 先行研究の問題点 .....	12
0.3.1 美術史の領域	12
0.3.2 美術教育研究の領域	14
0.3.3 社会教育学の領域	16
0.3.4 博物館学の領域	17
0.3.5 英米の美術館教育論	19
0.4 本研究の視座 .....	20
0.4.1 教育の中心となる“人”の存在	21
0.4.2 教育実践の蓄積	23
0.4.3 学芸員個人の実態	24
0.5 構成 .....	24
<b>第1部 美術館教育をめぐる議論と制度</b>	
<b>第1章 博物館教育論の展開</b> .....	<b>32</b>
1.1 博物館教育論の変遷 .....	32
1.1.1 機能主義博物館論の形成	32
1.1.2 資料の分類と専門分化	34

1.1.3	思想・主張をもつ博物館像	37
1.1.4	参加を求める地域博物館論	39
1.1.5	博物館教育の変革的機能	41
1.2	学芸員に関する制度をめぐる議論	43
1.2.1	学芸員の身分	43
1.2.2	学芸員の職種	47
1.2.3	養成から研修へ	51
1.2.4	学芸員資格不要論の展開	53
1.3	小括	55
<b>第2章 博物館教育担当者の専門職論：先例としての英国</b>		<b>61</b>
2.1	はじめに	61
2.2	博物館教育担当者としての教師	61
2.2.1	博物館による学校支援	61
2.2.2	Geffrye Museum の事例	65
2.3	博物館教育の担当者からなる専門職団体	69
2.3.1	「博物館における教育のための団体」の発足	69
2.3.2	博物館教育関係団体の国際的な動向	70
2.3.3	「博物館における教育のための団体」の役割	72
2.4	博物館教育担当者の具現化	75
2.4.1	博物館教育の担当者像	75
2.4.2	博物館教育担当者の負担の増加と事業のパッケージ化	78
2.5	博物館教育担当者の専門性をめぐる議論	80
2.5.1	博物館教育の学校教育支援への偏り	80
2.5.2	博物館教育担当者と教師との葛藤	82
2.6	小括	84
<b>第3章 専門職化の要求と博物館教育団体：先例としての米国</b>		<b>87</b>
3.1	はじめに	87
3.2	専門職団体の活動と専門職化の要求	88

## 目次

3.2.1	身近な研修機会の提供：MER	89
3.2.2	エドευケーターの地位向上をめざす組織：AAM EdCom	90
3.2.3	学校との連携促進に向けた部門形成：NAEA 博物館教育部 門	91
3.3	事例・属性・周囲の認識からみるエドευケーター像	93
3.3.1	“The Art Museum as Educator” の事例分析	93
3.3.2	Zeller, T. による属性分析	96
3.3.3	Eisner, E. W. と Dobbs, S. M. の調査	98
3.4	専門職団体による専門性基準の提示	101
3.4.1	エドευケーターの定義	101
3.4.2	博物館教育の品質保証	102
3.5	多様な実態への着目	107
3.5.1	不遇なエドευケーター論の継続	107
3.5.2	曖昧さの捉え直し	108
3.5.3	専門性形成の過程への注目	110
3.6	小括	112
第1部	まとめ	114

## 第2部 美術館教育の実践

### 第4章 美術館教育実践の拡大 119

4.1	はじめに	119
4.2	前史としての東京国立博物館における萌芽的事例	124
4.2.1	伝統的な形態としての講演会	124
4.2.2	子供を対象とする事業	127
4.2.3	学校教育の補完	133
4.3	公立美術館における学習支援形態の多様化	159
4.3.1	公立美術館の拡大	159

4.3.2	公立美術館における講座事業・移動美術館	163
4.3.3	実技講座から自主的な活動への発展	168
4.4	ボランティア活動を通じた学習機会の拡大	179
4.4.1	美術館ボランティアの始まり	179
4.4.2	創造主体としての社会教育施設ボランティア	186
4.5	小括	187
<b>第5章 公立美術館の発達と民主化の模索</b> —————190		
5.1	戦後初期の公立美術館	190
5.1.1	はじめに	190
5.1.2	公立美術館の草創期	191
5.1.3	高松市美術館の設立背景	194
5.2	「われわれの美術館」の正当性	196
5.2.1	日展不出品運動と「われわれの美術館」づくり	196
5.2.2	作家たちの美術館としての展覧会事業	198
5.3	民主化を模索する美術館の教育事業	202
5.3.1	児童生徒による10円の醸金	202
5.3.2	作家と教師による「美術研究所」の活動	204
5.3.3	民主化がもたらす高揚感	213
5.4	小括	216
<b>第6章 団体形成と美術館教育研究</b> —————219		
6.1	はじめに	219
6.2	組織的な美術館教育研究	219
6.2.1	美術館教育研究の組織化	219
6.2.2	海外の議論の紹介	221
6.2.3	美術館教育研究の開始	222
6.3	美術館教育を実践する団体の発足	249
6.3.1	学芸員と教師からなる美術館教育のための団体	249
6.3.2	教師による美術館教育のための団体	251

6.4	美術館教育実践の共有	253
6.4.1	実践を共有する機運の高まり	253
6.4.2	美術館連絡協議会のシンポジウム	255
6.4.3	全国美術館会議のワーキンググループ	260
6.5	美術教育をめぐる危機感	262
6.5.1	学校外の美術教育の場の整備	262
6.5.2	東京都図画工作研究会との連携	264
6.5.3	学校教育における美術教育への危機感	266
6.6	小括	268
第2部 まとめ		270
<b>第3部 美術館教育の実践者</b>		
<b>第7章 美術館教育におけるライフヒストリー研究の意義</b>		275
7.1	学芸員のライフヒストリー研究	275
7.2	研究方法の設定	277
7.3	分析の対象	279
7.3.1	対象の決定	279
7.3.2	対象決定までの手続き	280
7.3.3	調査対象決定のポイント	281
7.3.4	質問項目の設定	282
7.4	分析方法	283
<b>第8章 美術館教育の実践者にみる専門性形成</b>		286
8.1	はじめに	286
8.2	実践者のライフヒストリー：Aの専門性形成	286
8.2.1	経歴	286
8.2.2	美術館での実践	288
8.2.3	取り巻いていた状況	289

8.2.4	自覚する美術館教育担当者の役割：美術館を支える土壌づくり	291
8.3	実践者のライフストーリー：Bの専門性形成	293
8.3.1	経歴	293
8.3.2	美術館での実践	294
8.3.3	取り巻いていた状況	295
8.3.4	自覚する美術館教育担当者の役割：美術館に人の流れをつくる	299
8.4	実践者のライフストーリー：山本育夫の専門性形成	301
8.4.1	経歴	301
8.4.2	美術館での実践	302
8.4.3	取り巻いていた状況	303
8.4.4	自覚する美術館教育担当者の役割：美術館教育の領域の確立	305
8.5	実践者のライフストーリー：Dの専門性形成	306
8.5.1	経歴	306
8.5.2	美術館での実践	306
8.5.3	取り巻いていた状況	307
8.5.4	自覚する美術館教育担当者の役割：コレクションの普及	311
8.6	実践者のライフストーリー：Eの専門性形成	312
8.6.1	経歴	312
8.6.2	美術館での実践	314
8.6.3	取り巻いていた状況	315
8.6.4	自覚する美術館教育担当者の役割：多様な来館者の受け入れ	319
8.7	実践者のライフストーリー：Fの専門性形成	321
8.7.1	経歴	321
8.7.2	美術館での実践	322
8.7.3	取り巻いていた状況	324

8.7.4	自覚する美術館教育担当者の役割：利用者と美術館との新しい関係を探る	329
<b>第9章</b>	<b>学芸員の専門性形成過程にみられる特徴</b>	<b>330</b>
9.1	専門性形成過程の特徴	330
9.1.1	研究を志向する学芸員との衝突	330
9.1.2	学校教育との関係	331
9.1.3	海外の美術館教育論との関係	334
9.2	先駆的実践が美術館教育実践に残した課題	336
9.2.1	美術館教育における知識	336
9.2.2	「美術館教育」論の形成と形式化への懸念	338
9.2.3	美術館を利用しやすくするための工夫	340
9.3	小括	341
<b>終章</b>	<b>得られた示唆と今後の課題</b>	<b>343</b>
10.1	第1部で得られた知見：学芸員はどのような状況におかれていたか	344
10.2	第2部で得られた知見：どのような実践を行ってきたか	346
10.3	第3部で得られた知見：どのように自らの役割を自覚してきたか	349
10.4	得られた知見から考えられること：美術館教育の特性と学芸員の専門性	350
10.4.1	美術館教育の特性	351
10.4.2	美術館における隠れた教育軽視の実態	351
10.5	社会教育指導者としての学芸員	353
10.5.1	社会教育行政の専門的職員	353
10.5.2	主体形成の支援	354
10.5.3	学習課題の設定	356
10.6	残された課題と今後の展望	358

注 .....	360
別表1：公立美術館の開館状況（文部省博物館から1980年代について） .....	400
別表2：1984年から2013年までの30年間における博物館教育に関わる 役職一覧 .....	404
文献一覧 .....	427
おわりに .....	441
索引 .....	443

#### 【凡例】

引用文中の旧字体は新字体に、旧仮名遣いは現代仮名遣いに改めた。

### 0.1 研究目的

美術館は誰もが利用できる公共空間であり、教育的配慮のもと、展示に限らない様々な方法で資料と人々の接点をつくってきた。また、新たな情報や経験を得られるような工夫を重ねることにより、人々の趣味を広げ、文化の創造を促し、地域の伝統文化の発展や継承に寄与してきた。美術館の発達は、いかに資料を公開し共有していくかという模索の蓄積によって実現するものであり、その歴史は資料と人々を結びつけようとする試みによって論じられるものである。しかし、そうした教育の実践が蓄積される一方で、実践内容を振り返ることも、実践の中心となる人材、つまり専門的職員<sup>1</sup>である学芸員の実態を把握することも、これまでほとんど行われてこなかった。

検討対象にならなかったとはいえ、その実践の蓄積が不十分だということではない。学芸員は美術館の資料やコレクション等を活用して、様々な学習支援を行ってきた。その際、どのように自らの役割を捉え、どのようにその支援をすすめてきたのか。本研究は、美術館の発達を支えてきたにもかかわらず、これまで看過されてきたといえる公立美術館の学芸員に注目し、その多面的な性格のなかでも教育における専門性形成の過程を制度・実践・実態という三つの視点から明らかにすることをめざす。

序章では、美術館教育の多面的な性格をこれまでの議論を振り返りながら確認し、本研究の背景を示す。

## 0.2 研究の背景

### 0.2.1 教育機関としての美術館

本節ではまず、様々な立場から博物館（美術館）が教育機関として機能することが求められてきたこと、そこで期待される役割も多様であったことを確認し、本研究で美術館教育を捉えるための視座を示す。

いうまでもなく、美術館は博物館法制定以前から存在し、展示や教育事業を行ってきた。美術館の歴史をさかのぼろうとする場合、まず想起されるのは、東京国立博物館の存在である。東京国立博物館は、文部省博物局の博物館が博覧会を開催した1872年を開館年とし、その後内務省、農商務省、宮内省と所管を変えながら、自然史（自然史系資料は1925年に東京博物館に移管）、考古資料を含めた資料を拡大するなかで、美術のコレクション形成をしてきた<sup>2</sup>。

「美術館」という名称にこだわるなら、文明開化がすすめられるなかで明治政府によって開催された1877年の第1回内国勸業博覧会に、一時的な展示施設として「美術館」と呼ばれる建物が設置されたことはいきつく。美術品を展示する場ということであれば、1907年の東京勸業博覧会で使われた会場を博覧会終了後に活用するかたちで美術団体による展覧会場とした竹の台陳列所があり、また、美術の展覧会ということでは、1907年に始まり、日本における美術のあり方を方向づけた文部省美術展覧会（以下、文展）がある<sup>3</sup>。美術館が設置されたのは、私立については、1890年に兵庫県神戸市で川崎正蔵のコレクションを公開した川崎美術館、1916年に萩原守衛の作品を遺族が長野県穂高村で一般公開した礫山館、1917年に大倉喜八郎のコレクションをもとにした大倉集古館、1926年に明治神宮が神宮外苑に設置した聖徳記念絵画館、1930年には岡山県倉敷市に大原孫三郎のコレクションによる大原美術館が開館するなど、早くから各地に設置される様子がみられる<sup>4</sup>。公立美術館については、1926年の東京府美術館の開館をはじめ、1933年に大礼記念京都美術館、1936年に大阪市立美術館、1947年には茨城県立美術館と設置がすすみ、1970年代には大き

くその数を増やした（公立美術館の設置については第4章で触れるとともに、別表1に示している）。

こうした博物館（美術館）が教育機関としての制度的位置づけをもつのは博物館法の制定によるものであるが、それよりも早く、その構想段階から、美術館を含む博物館は教育機関として機能することが想定されていたことにも目を向けておくべきだろう。それは、明治政府の中心で近代化をすすめた大久保利通（1830-1878）が日本での博物館建設を建議する文書で人々は実物を見ることによって物事を知り感動を覚えるのであり、見ることは聞くことに勝る行為で、人智を開き技術を磨くためには、見るという方法が最も近道で容易だと説明していることであらわれている<sup>5</sup>。明治政府は人々を啓蒙して産業を盛り上げていくために博覧会を開催していくことで、「眼の文明開化」<sup>6</sup>といわれるように、見ることを通した近代化をすすめていった。

こうした産業振興の流れとは別に、明治期の終わりから大正期にかけて、美術評論家や画家、彫刻家といった美術家たちによる活発な美術館設立運動がみられた。1876年には西洋美術教育を行う日本初の官立美術学校である工部美術学校（工部省所管）が設立され、西洋から移入された美術概念をもとにした美術活動がすすめられ、美術家たちは美術を社会に定着させるための装置としての美術館建設を求めた<sup>7</sup>。江戸後期から明治期を中心に活躍した洋画家である高橋由一（1828-1894）が1881年に示した「螺旋画閣」の構想は、日本の美術館構想の嚆矢といわれるものである。高橋は「百聞は一見に如かず」という文言から始まる趣意書を用意し、視覚文化および美術を盛り上げる油画の展示施設設立に動いた。その後の美術館建設運動は、様々な個人や団体がかかわりながらすすめられることになる<sup>8</sup>。

初期の美術館建設運動に国民美術協会（1913年設立）によるものがある。その設立時からの中心人物である岩村透（1870-1917）は、作品や作家個人に注目するばかりでなく、社会における美術のあり方に明治後期から注意を払い、美術の普及に力を注いできた人物であり、美術が広く社会の中に浸透していかず、美術活動が十分なかたちで評価を受けない状況を嘆いていた<sup>9</sup>。岩村の美術論は、殖産興業に向けた展覧会をすすめた明治政府とは異なり、美術が人々の生活に根ざすことや美術に親しむ人を増やすことで、美術全体の領域が豊か

になるという立場で論じられるものであった。一部の人たちだけではなく、広く様々な状況におかれる人たちが美術に触れることができるように社会教育の場面で美術教育を行う必要があるという考えが、岩村の美術館建設運動の背景にあったといえる。美術家たちの団結を促し、活動の足場となるような国民美術協会をつくらうとした時期に岩村は、「真に芸術の発展を謀らんと欲せば、須らく先づ社会そのものを芸術的に教育するを要す」と日本に美術が根つき、その活動が活発になるためにも美術が広く社会に受け入れられる必要があると考え、「芸術的社会教育と云はば、その方法多様にして、一朝にして之を論じ尽すこと得ざれども、其主なるものを挙げれば、美術館の設置と其完成、展覧会の精選と其保護、美術的出版の奨励と其保護、美術的講話会の開催、簡易なる講習会の開設等、其他枚挙にいとまあらざる」と美術館の設置に期待を寄せていた<sup>10</sup>。美術を広く日本人の生活に浸透させ、美術の領域が全体的に豊かになるような活動を、美術館を通して行っていくことができると考えていたのである。

## 0.2.2 科学をめぐる二つの教育観

岩村を含めた美術家や批評家たちは、美術に対する人々の理解を得るために、また人々の生活を豊かにするために、社会教育の必要性を強調してきたが、社会教育の研究領域では、「戦前の社会教育のなかで芸術教育が占めた位置は、ほとんどいうにたりないものであった」<sup>11</sup>と、芸術教育の実態は乏しいものであったと指摘されている。宮坂広作はこれに続けて、「とりわけ、権力のがわで実施した官的社会教育の領域では、芸術教育の名に値するものは稀であった。学校教育における芸術教育じたいがたいへん劣悪なものであったが、社会教育のばあいのひどさはまた格別であった」と、学校教育も含めた戦前の芸術教育が散々なものであったことを強調している<sup>12</sup>。後述するように、美術教育史自体が教育史としても、美術史としても等閑視されてきたといえ、そもそもその実態が十分に捉えられていなかった可能性があるが、美術普及のための動きは限定的なものであったことが窺えよう。

散々だと指摘される状況であっても、美術家たちの美術館建設運動が盛んに行われていたこの時期の文部省内で、学校外での美術教育の意義、そしてその

ための美術館の教育上の意義がまったく認識されていなかったわけではない。文部省内で学校外における美術教育の必要性に触れた人物として、1919年に通俗教育振興に向けた体制整備をすすめる普通学務局第四課長に就いた乗杉嘉壽(1878-1947)がいる。乗杉は、文部省所管となった東京教育博物館での特別展覧会を盛り上げるなど博物館の活動に力を入れ<sup>13</sup>、「社会教育は常に一般民衆の知識欲に満足を与へるばかりでなく、趣味娯楽の欲求に対しても、正しき資料と、豊富なる材料とを提供して情操の陶冶を任務とするものであるからして、此等美術館、動、植物園等の如きは、純前たる社会教育の機関たることはろんずるまでもない事」であり<sup>14</sup>、なかでも美術館は、次のように広く人々の精神を涵養し、芸術を鑑賞する能力を身につけて趣味を高めることに役立つものだと、その教育における可能性に触れている<sup>15</sup>。

人類分化(ママ)の結晶たる、美術品そのものを取扱う場所であるからして、各美術品に対する賞玩、並に鑑識の能力のないものには、左程に有益にその機能を発揮することが出来ないのが勿論である。左りながらかくのごとし美術的の趣味と此れを賞玩するの能力なきものにも、彼等の精神界に、美術の分野を開拓して、人間として備ふべき高尚なる美術賞玩の能力と、趣味の向上とを図ることを得せしめるやうにすることも、その任務でなくてはならぬ、それであるから、従来は単に求めて来る人に之を提供する態度であつた美術館も、今日では積極的に一般人に対して、此れに近づくやうに工夫することが計画されるやうになつた。

乗杉は普通学務局着任前にボストンで見えてきたという子供向けの展示解説や学校との連携事業に触れながら、美術館で資料を見て、楽しみ、何かを感じる態度を身につけるためには教育が必要であり、日本で不足している精神面での教育を行ううへで、美術館が拠点になると考えていた。美術館の設置はすぐにはすすむことはなく、その存在意義ばかりが強調されるかたちではあったが、教育機関としての美術館の設置が必要であることが認識されていたことがわかる。

社会教育の意義を強調する乗杉在任中に行われた東京教育博物館での特別展

覧会は、博物館の教育機能を大いに生かすことになった取り組みであった。美術館に直接的に言及するものではないがこの特別展覧会をめぐる、社会教育行政の乗杉と、東京教育博物館の館長にあった棚橋源太郎（1869-1961）のやりとりは、博物館の教育機能についての異なる二つの立場をあらわすものとして注目できる。

ボストンの事例に触れているように、乗杉の社会教育論の背景には、1917年から1918年にかけて行われた欧米への視察旅行での経験が影響している。乗杉は、最初に訪れた米国ですすめられていた実生活と結びついた学校教育に感化され、滞在中に接したジョン・デューイ（Dewey, J., 1859-1952）からの日本の教育の質に対する投げかけを受けて、日本の学校教育への批判を高め、進歩主義の教育理念に基づいた教育改革の実現をめざすようになっていた<sup>16</sup>。欧米の視察を終えて普通学務局に就任した乗杉は、生活改善に向けた社会教育の活動を行っていくことになるが、その拠点の一つとなったのが東京教育博物館であった。

乗杉は、生活改善に関する活動が道徳的・経済的・合理的・衛生的で創造的な生活の獲得につながるとし、それにより経済的な生活といえどもいろいろなことを切り詰めて質素なものにして「単に生きていくだけの生活」をするのではなく、生活そのものが良くなり、「生きがひのある生活」につながると期待し<sup>17</sup>、個人の生活そのものが単に科学的な知識により合理的になるだけでなく、心に余裕をもち豊かに生活を送れるようになることを望んでいた<sup>18</sup>。

岩村が殖産興業のための美術政策や、売り物としての美術という視点だけでなく、趣味の向上や豊かな生活づくりという視点をもっていたように、乗杉もまた、物質面だけでなく精神面における生活の豊さということを重視していたことがわかる。

他方で、特別展覧会開催時に東京教育博物館の館長を務めていた棚橋の生活改善論は、乗杉が強調していたような、個人の生きがいや、社会性の獲得といった側面を完全に無視するものではないが、それよりも科学的な知識や技術の獲得を重視するものであったといえる。1918年の家事科学展覧会の開催にあたり、「家庭の健全なる発達が国家富強の源泉であり、随て国運発展の根底は之を家

庭の改善，家事の刷新に求めなければならぬことは何人も周知の事実であるに係はず，従来頗る閑却されて居た傾向がある」と，国の発展につながる家庭の科学化が不十分であったことを指摘し，「一般家庭に今少し科学の権威科学思想の必要を認めさせ，同時に女子の学校に置ける家事教育改善の資せん」と，家庭生活に科学的思考を取り入れていく意義を示した<sup>19</sup>。棚橋は生活改善が「世界における日本の位置と，在来生活法の欠陥とを指摘して，彼等を覚醒し，正気に帰へらしめる」のであり，「個人としては，甚だ充実しない時代遅れの生活に甘んじて居た事を悟らしめ，国民としてまた他文明国民に対して，深く自らを恥ぢなければならぬ事を知らしめて，奮起さす事」だとして，日本の後進性からすすめられるものであることを強調していた<sup>20</sup>。

ここで注目すべきは，まず人々の生活があり，科学や知識があくまでも人々の生活において意味のあるものになることを重視した乗杉と，まずは確固とした科学や知識があり，それを身につけて活用することで人々の生活や社会を変えていくことができると考えた棚橋，二人の異なる教育観である。こうした乗杉と棚橋の教育に対する考え方の違いは——このことが直接影響を与えるものであったわけではないが——やがて制定される博物館法をめぐっても同じように立ち現れることになる。

さらに踏み込むと，この特別展覧会は，明治期から開催されてきた多くの博覧会が地域産業の振興を目的としたものであったのに対し「教育者が行わねばならないという，この時代を先取りしたような構想」で実施された<sup>21</sup>。この展覧会は棚橋の考えを反映しながらすすめられたものだったが<sup>22</sup>，必ずしも棚橋が理想としていた学問的に洗練した科学の探究を具現化したものではなく，むしろ理想とは異なる世俗的なものになっていたといえる。棚橋は展覧会活動を振り返り「当時の御茶の水博物館の経営振りは，博物館本来の使命からは些か離れて居たのであるが，事情止むを得なかつたのである。処がこの博物館としては多少変則でも，社会教育施設としては大いに意義のある活動振りが派手好きな乗杉の趣向とよく合致した」と述べている<sup>23</sup>。博物館の教育機関としての側面だけを前面を押し出すような事業中心の運営は決して無意味ではないが，知識や研究が十分に重視されなくなってしまつては「本来の博物館の使命」からは外れるということである。

こうした教育観の違いは、時代も国も異なるが、日本では美術館設立運動が盛んであった大正期と同時期の米国の美術館論でも同様にみられる。一つが、ボストン美術館 (Museum of Fine Arts, Boston, 1870年開館) のベンジャミン・アイブス・ジルマン (Gilman, B. I., 1852-1933)<sup>24</sup>によるものである。ボストン美術館では1906年からこんにちでは当然のようにみられる展示室での資料解説を、docere = “教える” という意味のラテン語を語源とする “ドーセントリー (docentry)” (解説員はドーセント (docent) と呼ばれる) として実施していた。しかし、芸術至上主義 (Art for Art's Sake) の立場で資料の美的価値を崇拝するジルマンにとって資料はその存在自体が疑いようなない価値を帯びるものであり、資料に解説を付けることは資料の世俗化を招くものとして避けられるべきものであった<sup>25</sup>。

ジルマンの主張と対になるのは、司書としての功績が有名なニューアーク美術館 (Newark Museum) のジョン・コットン・ダイナ (Dana, J. C., 1895-1896) の美術館論である。二人の議論は、ジルマンの「神殿としての美術館」とダイナの「デパートとしての美術館」というメタファーで説明される<sup>26</sup>。ダイナは教育を重視していた。そして、上流階級の人たちが自分たちの虚栄心を満たすために価値づけるヨーロッパの古い美術品ではなく、同時代のアメリカで作られる日用品に美しさを見出し、その価値を高めることを重視する立場で美術館の実践を構想していた<sup>27</sup>。ジルマンは美術をわかりやすく説明することを必要とする大衆教育と結びつけることを避けようとし、他方で、ダイナは、広く様々な立場の人たちにとって意味のある美術を考えるべきだという主張をもつと説明できる。ダイナの美術館論は、生活の中の様々なものに美しさを感じ、日常に美を見出すことを楽しむことを重視するものであり、その支援としての教育を求める立場に立っていたのである。

美術館の教育機関としての側面をみていくといっても、社会を重視するのか・個人を重視するのかによって教育を捉える視角は違うものになり、教育内容の高尚さを重視するのか・世俗的な親しみやすさを重視するのかによっての違いは美術館活動全体のあり方を変えるものになる。様々な立場で論じられることがある美術館であるからこそ、どのような意図で働きかけているかを問うこと無しに教育を論じると、認識を共有できなかつたり、不要な反発を招いて

しまったりすることを、乗杉や棚橋、ジルマンやダイナの主張から読み取れよう。

### 0.2.3 社会教育施設としての美術館

教育に果たす役割の大きさに目が向けられて久しい博物館だが、博物館に関する法制度が整うのは第二次世界大戦後のことである。

博物館法の制定に向けた議論は、その5年ほど前から、日本博物館協会を中心に、文部省とのやり取りのなかですすめられた<sup>28</sup>。議論の活発化を招いたきっかけの一つは、海外の主要都市にみられるような大規模で活発な博物館活動の実現をめざしていた日本博物館協会が、1945年に日本の博物館活動が乏しいままであるのは博物館に関する法律がないためだと指摘したことである<sup>29</sup>。博物館法制定に向けた議論<sup>30</sup>の中心人物は棚橋<sup>31</sup>、他には、徳川宗敬（日本博物館協会会長）・古賀忠道（東京都恩賜上野動物園長）・木場一夫（文部省）・小倉謙（東京大学理学部附属植物園）がかかわったようである<sup>32</sup>。

先行してつくられた社会教育法の草案で、博物館は、図書館と同様に社会教育法本文ではなく単独法を設けて規定することとなる。連合国軍最高司令官総司令部（General Headquarters of the Supreme Commander for the Allied Powers, 以下、GHQ）から積極的な指導を受けた図書館とは異なり、博物館法は、日本博物館協会および博物館関係者と文部省との調整を経て国会で大きな批判を受けることもなく、1951年12月に表0-1の内容で制定に至った<sup>33</sup>。

表0-1 制定時の博物館法

第1条 この法律は、社会教育法（昭和24年法律第207号）の精神に基き、博物館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的とする。

第2条 この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関（社会教育法による公民館及び図書館法（昭和25年法律第118号）による図書館を除く。）のうち、地方公共団体又は民法（明治29年法律第89号）第34条の法律若しくは宗教法人が設置するもので第2章の規定による登録を受けたものをいう。

(略)

第3条 博物館は、前条第1項に規定する目的を達成するために、おおむね左に掲げる事業を行う。

- 一 実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム、レコード等の博物館資料を豊富に収集し、保管し、及び展示すること。
  - 二 分館を設置し、又は博物館資料を当該博物館外で展示すること。
  - 三 一般公衆に対して、博物館資料の利用に関し必要な説明、助言、指導を行い、又は研究室、実験室、工作室、図書室等を設置してこれを利用させること。
  - 四 博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。
  - 五 博物館資料の保管及び展示等に関する技術的研究を行うこと。
  - 六 博物館資料に関する案内書、解説書、目録、図録、年表、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること。
  - 七 博物館資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を主催し、及びその開催を援助すること。
  - 八 当該博物館の所在地又はその周辺にある文化財保護法（昭和25年法律第214号）の適用を受ける文化財について、解説又は目録を作成する等一般公衆の当該文化財の利用の便を図ること。
  - 九 他の博物館、国立博物館、国立科学博物館等を緊密に連絡し、協力し、刊行物及び情報の交換、博物館資料の相互貸借等を行うこと。
  - 十 学校、図書館、研究所、公民館等の教育、学術又は文化に関する諸施設と協力し、その活動を援助すること。
- 2 博物館は、その事業を行うに当つては、土地の事情を考慮し、国民の実生活の向上に資し、更に学校教育を援助し得るようにも留意しなければならない。

第4条 博物館に、館長を置く。

- 2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、博物館の任務の達成に努める。
- 3 博物館に、専門的職員として学芸員を置く。
- 4 学芸員は、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる。
- 5 学芸員は、そのつかさどる専門的事項の区分に従い、人文科学学芸員又は自然科学学芸員と称する。
- 6 博物館に、館長及び学芸員のほか、学芸員補その他の職員を置くことができる。
- 7 学芸員補は、学芸員の職務を助ける。（以下略）

---

制定された博物館法は、いうまでもなく美術館も対象に含むが<sup>34</sup>、公立博物館と私立博物館のうち、都道府県教育委員会（2015年4月1日施行の博物館法より政令指定都市教育委員会）が管理する登録原簿に登録された博物館を対象としており、日本有数の美術資料を所蔵していた国立博物館は、博物館法で規定される「博物館」には含まないという内容になった<sup>35</sup>。日本博物館協会が示した1946年の草案では、国立博物館を中央館として各地の博物館を指導・支援

する構想があったが、その構想は、国立博物館を法の対象から外すことで実現することはなくなったのである<sup>36</sup>。

博物館が住民主体の活動・環境醸成を原則とする社会教育行政のもとで制度化されたことは、博物館関係者の考える博物館像と社会教育法および博物館法における博物館像とのあいだに認識のずれを生じさせたという指摘もある<sup>37</sup>。つまり、制定された博物館法は、住民主体の社会教育振興という性格をもつものであり、社会教育のための機関としての博物館の制度は、国立を中心に構想される研究機関としての博物館の活動を支えるための十分な条件をもつものではないということが問題視されたのである。

博物館法制定の中心にいた棚橋は、晩年に社会教育のための機関という博物館の位置づけについて「元来、博物館というのは学術研究の機関でしょう。だから専門学務局……いまでは大学学術局の所管でなければならないのが、社会教育局の所管になっている。これは当初に博物館というものの認識を世間に広めようと思って社会教育の面に力を入れすぎた結果です」と不満を述べている<sup>38</sup>。また、「今では博物館の使命は、社会教育局の所管になっているものですから、だんだん陰が薄くなっている。ことに社会教育法の第9条に図書館及び博物館は社会教育の機関とするという一カ条があるんで、文部省の法律では博物館というものは社会教育の機関になっている。そんな馬鹿な話はないはずですよ」と、社会教育のための機関という位置づけが博物館としての活動の発展を阻むものであるという認識を強調している<sup>39</sup>。

教育の振興に尽力してきた棚橋は、博物館が教育の拠点として意味をもつことを再三強調してきたわけだが、そこで想定されていた教育は、洗練された知識の伝達によって達成できるものであり、世俗的な内容で市民自らがすすめる教育活動とは馴染まないものであったと指摘できよう。博物館法の制定は、生活から乖離しがちな文化・芸術を、人々の身近なものへとひき寄せるものとして期待できる一方で、研究機関としての側面が軽視されかねないともいえる。研究を十分に行い、洗練された教育機関として機能する博物館像を構想していた棚橋にとって、住民主体の活動を軸としてその活動の促進を中心とした博物館像や、教育委員会による乏しい支援は、納得のいかないものだったことが窺える。

様々な不満や認識の不一致を残すものであるとはいえ、1951年に博物館法が制定された。これを受けて、美術館は新たに制度的な位置づけをもって各地に設置されることになる。そして、各地に広がっていく美術館で、人びとの学習環境を整え主体的な学習活動を支援していったのが学芸員である。

## 0.2.4 美術館教育の定義

ここまでみてきた美術館教育への期待を整理する。

美術館（博物館）教育はふるくから様々な文脈で期待が寄せられてきたもので、その性格は科学知識の普及と人間性や生活の向上という二つの側面をもつものであり、それらの絶え間ないせめぎ合いの中ですすめられるものである。棚橋やジルマンが考えるように知識の洗練は大切であるが、岩村や乗杉の主張のように美術の作品や作家についての知識を伝えるだけではなく人々の生きがいとなって精神的な豊かさを育むものとして、ダイナが強調したように美術を通して美術館がおかれる社会の多様な主題を扱おうと人々に働きかける行為として美術館教育を理解することもできる。

公共空間である美術館は、利用者が様々な知識を身につけて楽しむことができる施設であると同時に、広く文化の発展への寄与が期待される。また、公共機関として様々なメッセージを発信し、人々に活動への参加を促し、学習を支援し、美術を支える人材を育成するという義務を負っている。

ここまで確認してきたような考えから、本研究では、科学知識の普及や生活に根ざした豊かさの発展、さらには地域社会の発展につながるような働きかけを美術館教育として捉え、そうした機能を高めようとする取り組みに注力してきた人物に注目する。

## 0.3 先行研究の問題点

### 0.3.1 美術史の領域

先行研究は第1部でも詳しくみていく。本節では関連する領域の先行研究を概観し、美術館教育への言及の乏しさを確認する。

美術館を対象とする研究は幅広い領域にわたって行われてきたが、その多くは美術史の領域を中心に蓄積されてきたといえる。美術館の設立は、美術を学びその普及をめざした美術家や批評家たちによる運動の蓄積によって実現したものであり、先述した高橋の螺旋画廊構想だけでなく、1889年に組織された美術団体である明治美術会<sup>40</sup>による展示場要求の動きや、大正期に総合的な美術振興を担おうと1913年に設立された国民美術協会<sup>41</sup>と、その流れを受けて結成された美術館期成同盟会の美術館建設運動、そして、1926年の東京府美術館開館以降に盛り上がりを見せた明治期以降の近代美術を扱う国立の近代美術館建設運動と、美術館の歴史は日本の近代美術の発達とともに形成されたものである。こうした美術館建設運動は、隈本謙次郎の「日本に於ける近代美術館設立運動史(1)-(25)」(『現代の眼』No. 25-93, 1956-1962, 各 p. 8)、東京府美術館の設立に注目したものとして齊藤泰嘉の「佐藤慶太郎と東京府美術館 I-III」(『東京都美術館紀要』No. 11, 1987, pp. 18-25; No. 12, 1988, pp. 13-22; No. 13, 1989, pp. 8-18) および『東京府美術館史』(筑波大学齊藤泰嘉研究室, 2005) など、美術史の領域で詳細な検討がなされてきた。美術館建設運動の過程で様々な主体がそれぞれの公共性を求めていたことに注目した朴昭炫の『「戦場」としての美術館：日本の近代美術館設立運動／論争史』(ブリュッケ, 2012) からは、美術館建設が美術史や美術批評の発展の要になったことを知ることができる。他にも、展覧会の歴史については、東京文化財研究所によって出品目録がまとめられるなど(東京国立文化財研究所編『明治期美術展覧会出品目録』中央公論美術出版, 1994; 東京国立文化財研究所編『内国勸業博覧会美術品出品目録』中央公論美術出版, 1996; 東京国立文化財研究所編『明治期万国博覧会美術品出品目録』中央公論美術出版, 1997; 東京文化財研究所編『大正期美術展覧会出品目録』中央公論美術出版, 2002)、基礎資料も豊富に存在している。

公立美術館の全国への設置がすすむ1970年代に入ると、長谷川栄によって「美術館学」の検討がすすめられるようになる(長谷川栄『美術館：新しいミュージオロジーの視点から』グラフィック社, 1977; 長谷川栄『これからの美術館』鹿島出版会, 1982; 長谷川栄『新しい美術館学：エコ・ミュージエの実際』三交社, 1994; 長谷川栄『新しいソフト・ミュージアム：美術館運営の実際』三交

社, 1997)。長谷川は欧米の美術館, とりわけ東京国立博物館に在籍しているあいだに留学をしていた仏国を例としながら, 運営体制から建築の特徴, 展示方法, 保存や修復のための技術, 防災のための取り組みから教育事業と, 美術館の様々な局面について豊富な事例をあげながら論じてきた。長谷川の論調は, 欧米の美術館の活発な様子に対する日本の後進性を嘆きつつ, 国外だけでなく国内の実践事例も紹介することで展示や研究だけではない美術館の可能性を発信しようとするものであった。特に, 人々の生活に根ざした居心地の良い美術館を「エコ・ミュージアム」という概念を用いて説明し<sup>42</sup>, 「ソフト・ミュージアム」という造語によって美術館の柔軟な運営を求めたことは, 長谷川の本館観を明確なたちであらわしているといえよう<sup>43</sup>。

利用者の存在に目を向けた美術館運営を理想とした長谷川の本館論は, 資料中心で閉鎖的な美術館像を問い直すものであり, 「美術館学」として他の館種の博物館とは異なる存在としての美術館論を蓄積する流れへとつながった(並木誠士・米屋優・吉中充代編著『現代美術館学』昭和堂, 1998; 加藤哲弘・喜多村明里・並木誠士・原久子・吉中充代編著『変貌する美術館—現代美術館学Ⅱ—』昭和堂, 2001)。

こうして論じられるようになる「美術館学」は, 教育機関としての側面も含め, 美学・美術史, 建築史, メディア論, 保存科学など幅広い領域の議論を踏まえて美術館を論じることを試みるものであるが, その主な論者は美学・美術史の領域の研究者であったといえよう。

### 0.3.2 美術教育研究の領域

美術教育の領域では, 美術館や学校外での美術教育はどのように論じられてきたのか。結論を先に述べると, 美術教育の歴史は美術史・教育史いずれの領域においても十分に検討されてきたとはいえず, 美術教育史研究は学校中心の傾向があるといえる。

美術教育は, 美術史の領域において「無視」または「排除」される傾向があった。この指摘は, 美術教育史の代表的な研究者である金子一夫によるものである。明治・大正期を通して“社会から疎外されているが精神的に自由な美術家”というイメージができると, 給与を保証されながら学校制度のなかで美術教育

に携わる教師への差別意識が生まれた<sup>44</sup>。そして、美術史研究は、革新的な作品を生み出す作家個人や作品に注目することはあっても、保守的に基礎的な技術をなぞる美術教育は研究対象にならなかった<sup>45</sup>。

美術教育研究は美術史の領域で等閑視されていただけでなく、教育学の領域でも長く十分に対象化されてこなかった。その背景には金子が指摘をするように、領域における作家・作品優位の美術観と、基礎・基本を繰り返す教育軽視の姿勢を問う作業の欠落があるといえよう。

美術は個人的な性格が強い領域である。個々の作品には作者の個人的な感情が反映されるものであり、また、作品に対峙して何を感じるかは個人の感覚に依拠するものである。制作中心でありながら技術よりも個性尊重の姿勢が強い図画工作科・美術科教育の理論面での研究は盛り上がりに欠けるものであった。美術教育の歴史を探る代表的な研究には、普通教育における図画教育を中心に明治期から大正期までの美術教育を教材や官立諸学校の図画教師の調査からまとめた金子の『近代日本美術教育の研究 明治時代』（中央公論美術出版、1992）および『近代日本美術教育の研究 明治・大正時代』（中央公論美術出版、1999）がある。他にも、明治から昭和にかけての教育制度の変化に即して、学校における美術教育の変遷を概観した風間寛の『日本美術教育史』（黎明書房、1988）をあげることができる。風間はこの研究をまとめる過程で「美術教育の本質は、むしろ学校教育における美術教育にあるのではなく、庶民の生活のものの中にあるのがほんものではないか、生活そのものの中にある美術教育がより重要なのではないか」と気づいたといい、「学校教育の中における美術教育の変遷の調査よりも、庶民の生活の中における美術教育変遷の調査研究の方がより重要なのではないかと思われた。

しかし、このことに関する研究資料はほとんど手にはいらず、まだ手つかずの状態であるが、このことに関する関心はまだ衰えていない<sup>46</sup>と、学校教育制度を中心に論じるだけでは不十分であると自らの研究の限界を指摘しているが、学校外の美術教育の研究が「手つかず」といえる状態は風間の研究後も大きくは変わっていないといえる。

### 0.3.3 社会教育学の領域

では、学校だけを見ても不十分だと指摘される美術教育の拠点である美術館を、社会教育の領域ではどのようにみてきたのか。

博物館法の制定により社会教育のための機関と位置づいた美術館は、社会教育施設論の範疇で論じられるようになるものの、社会教育施設論では美術館に限らず様々な館種の博物館が包括的に対象化されることが多く、美術館を対象とする研究はほとんどみられない。

公民館や図書館と並ぶ社会教育施設としての博物館、また社会教育施設職員としての学芸員についての中心的な論者であった伊藤寿朗は、『公民館・図書館・博物館（講座現代社会教育VI）』（小林文人編著、亜紀書房、1977）のように他の社会教育施設とともに博物館の特徴を論じ、『社会教育施設論』（小林文人編著、東洋館出版、1974）などで社会教育論に学芸員を位置づけた数少ない研究者だといえる。他にも、日本モンキーセンターの学芸員としての経験をもとにまとめた、広瀬鎮『博物館社会教育論：生涯学習時代の博物館』（学文社、1992）が、社会教育施設としての博物館運営について論じているが、いずれも例外的な位置づけにあるといえる。

そもそも、社会教育史研究において、博物館は周縁的だといえ、戦後文部省の肝いりで設置された社会教育の代表的な機関である公民館については言うまでもなく、図書館と比べても言及が乏しいという特徴がある。先にも触れた宮坂の『日本社会教育史の研究』（法政大学出版局、1968）では、第1部「近代日本社会教育の歴史的認識」の第4章で「社会教育の施設」（全5節）が論じられているが、博物館については個別の節は設けられず、図書館とまとめて第3節「図書館・博物館の問題」において言及されているにとどまる。この第3節をさらにみてみると、その内容は、「国立社会教育施設の成立過程」「公立図書館の成立過程」「民間における図書館づくり」「図書館成立過程の特質」と4項目に整理され、博物館については「国立社会教育施設の成立過程」のなかで、皇室博物館と東京教育博物館に触れている程度である。

教育制度や行政による社会教育実践ではなく、民間の実践に注目した研究に目を向けても、同様の傾向を指摘できよう。「月刊社会教育」実践史刊行委員

会（実行委員会のメンバーは小林文人・酒匂一雄・千野陽一・野呂隆・藤田秀雄・福尾武彦・三井為友・横山宏）による『70年代社会教育実践史Ⅱ（国民主体の社会教育実践）』（国土社、1980）における社会教育施設の事例には、茅ヶ崎に公民館をつくる会による「茅ヶ崎に公民館をつくる会の地道な活動」（pp. 202-210）と長谷川光児（図書館問題研究会・神奈川県立図書館）による「神奈川県の図書館活動の新たな胎動」（pp. 219-228）があげられているものの、博物館についての言及はない。

記述が乏しい背景には、既に明治期に「図書館令」（1899年公布）があった図書館とも、第二次世界大戦後につくられた公民館とも異なる博物館特有の歴史がある。つまり、活動が乏しく図書館ほどの市民権を得ることができずにいた博物館については、1928年に設立された博物館事業促進会を中心とする推進をもってしても、博物館令の制定は実現せず、その活動は全国的に乏しいままの状態が長く続いていたといえる。その乏しさは、1924年に公刊された芸術教育論のなかで社会教育の領域を分担した教育学者の春山作樹が「貴族・富豪」にコレクションを美術館等で公開することを求め、専門家にその展示を解説する事業の実施を求める様子からも窺うことができる<sup>47</sup>。

春山の要望にあるように、昭和初期にあつて美術館はまだその存在意義を主張することに注力しなくてはならない状態にあつた。1926年には東京府美術館が開館するが、美術館が教育機関として広く論じられるようになるのはあくまでも第二次世界大戦後のことだといえ、実践が振り返られるようになるまでにはさらに時間が必要だった。

社会教育施設論としての博物館論については第1章で詳しくみていくが、概して議論は限定的だったといえる。また、学芸員の専門性を問う作業は大学の養成課程で履修すべき「博物館に関する科目」を変更する際に検討される程度である。さらに現代に引き寄せて考えると、博物館は様々な課題に対応した運営を容易にするような制度改革の中にあるといえ、そうした制度改革によって運営形態が多様化していることも議論を複雑にしている<sup>48</sup>。

### 0.3.4 博物館学の領域

博物館学で美術館はどのように論じられてきたのか。博物館学の領域では、

美術館が取り上げられることはあるものの、美術史の領域ほど詳細に論じられることはなかったといえる。博物館史の研究には椎名仙卓による蓄積があり、代表的な研究として『日本博物館発達史』（雄山閣，1988）や、『図解博物館史』（雄山閣，2000）があげられる。椎名の博物館史は、明治期の博覧会事業から国立博物館への発達を説明することを主軸にしており、各地の公立・私立美術館にまで詳細に論じるものではない。

また、博物館学の領域に博物館教育を主題とする研究をみることができるが、そもそも何をもって博物館学の領域と捉えるかは曖昧であり（社会教育の実践とみることでもできる）、博物館における教育事業の実践記録は各館が発行する紀要や活動報告に記録され公開されている程度で、実践をまとまりとして捉える試みは乏しく、博物館教育論が十分に蓄積されているということとはできない。それでも、展示以外の教育事業を振り返る試みが皆無であるというわけではなく、歴史や自然史などを扱う様々な館種の博物館のなかでも、美術館については、現役の学芸員や国立美術館の研究員が自らの実践を振り返り、整理しようとしてきた動きを捉えることができる。

詳細は第6章で論じていくことになるが、1990年代にみられた美術館教育を盛り上げようとする組織的な動きは、美術館だけでなく学校関係者のあいだにも広く美術館教育に関する認識を普及することにつながる大きな出来事といえる。なかでも、美術館教育研究会（1989年発足）の活動と、研究会誌『美術館教育研究』の発行は、美術館教育の研究と実践を盛り上げようとする画期的な試みであった。全20冊の『美術館教育研究』は海外の研究や実践の紹介から始まり、徐々に日本の実践にも目を向けるようになる<sup>49</sup>。そうした内容の変遷から、1990年代に大学院生を含めて、美術館関係者・学校関係者が美術館教育に高い関心を寄せていた様子を窺える。また、その記事からは美術館教育研究会が美術館教育の盛り上がりを支える研究を行い、活動を根づかせようとしていたことが読み取れる。

他にも、美術館の教育事業を対象化して説明する数少ない先行研究に全国美術館会議の教育普及ワーキンググループ（2004年から教育普及研究部会）が1997年に出した『全国美術館会議 教育普及ワーキンググループ活動報告1 美術館の教育普及・実践理念とその現状』（全国美術館会議，1997）がある。この

報告書は実践者が各自の実践や経験を踏まえて論じるという点では実践記録という意味合いが強いといえるが、多様な事業を包括的に捉え実践を振り返ろうとする試みとして類を見ないものである。

また、全国美術館会議の教育普及研究部会が実施した公開インタビューの記録（『フォーラム・連続公開インタビュー 美術館ワークショップの再確認と再考察—草創期を振り返る』（Fuji Xerox Art Bulletin）東京パブリッシングハウス・目黒区美術館編、富士ゼロックス、2009）や、その続編としてまとめられた『教育的視点から見た関西の美術館・博物館の普及事業—草創期を探る（第2回フォーラム・連続公開インタビュー）』（岡本康明他編、京都造形芸術大学芸術教育資格支援センター、2010）は貴重な資料だといえるが、やはり実践記録としての性格が強く、既存の研究をもとにした分析を加えるものにはなっていない。

さらにいえば、2009年に改正され2012年に施行された博物館法施行規則によって、大学での学芸員養成課程において修得すべき「博物館に関する科目」として「博物館教育論」が新設されたことにもない博物館教育を主題とするテキストが相次いで刊行されたが、それらは概説的な内容にとどまっているといえよう<sup>50</sup>。

### 0.3.5 英米の美術館教育論

では、議論や研究の蓄積が乏しい日本と比べて、先行する議論の蓄積がみられる英米の博物館教育論ではどのようなことが論じられてきたのか。このことは第2章・第3章で詳しくみていくことになるが、ここでは、主要な研究および日本で注目を集めた研究、そして近年の研究に触れ、本研究が重視する視座を示す。

博物館教育論は、日本よりも英米で盛んに論じられてきた。博物館教育が一つのトピックとしてのまとまりをもつのは、英国の博物館学研究者であるレスター大学のアイリーン・フーパー＝グリーンヒル（Hooper-Greenhill, E.）の研究の蓄積によるところが大きい。フーパー＝グリーンヒルの研究は、教育機能に注目して博物館の発達史を概観するなど基礎的な作業を蓄積するとともに、利用者の経験への注目と教育媒体としての博物館という視座の設定により、微

視的には来館者の経験を豊かにする方法を追究するものであり、巨視的には博物館活動の社会への影響を説明しようとするものである。博物館は、学術的価値の向上や資料の保存に加えてあらゆる人の生活の質向上に貢献できるものであり、コミュニケーションの媒体となって人々の知識と資料の知識とを合わせて対象化することが大切だと考えるのが、フーパー＝グリーンヒルの立場である<sup>51</sup>。博物館は、解釈をする機関であり、解釈にもとづいた考え方（view）を構築して、物語（story）を示す場である。解釈にもとづく物語と人々のコミュニケーションの媒体である博物館では、その活動がどのようなイデオロギーでかたちづくられているかが問題になる。だからこそ、博物館教育研究では「誰が、何の目的のために解釈をしたか」や、「博物館が教えようと試みたことが何か」に注目することが不可欠だということが、フーパー＝グリーンヒルの主張である<sup>52</sup>。フーパー＝グリーンヒルの博物館教育論は、博物館が暗黙裡に示していたメッセージを来館者の立場から問い直すことを試みるものであり、この姿勢は、次に触れるような学習者中心の教育論が注目を集めるなかで<sup>53</sup>、重要な意味をもつと考えられる。

本研究は、学習者を中心とした教育のあり方や学習者分析の視座の重要性を理解しつつも、フーパー＝グリーンヒルが重視しているような、誰が何を考えながら働きかけているかということに、注意深くあろうとするものである。

## 0.4 本研究の視座

ここまで美術館の複雑な背景を示しながら様々な領域にまたがる美術館教育に関する先行研究を概観してきた。そこから、美術館教育が、美術史、美術教育、社会教育といった幅広い領域にまたがるものである一方で、各領域において十分に検討が深化することがなかったということを確認した。そうした状況に対して本研究では教育機関としての博物館という視角の設定により、学芸員を社会教育を推進する存在として捉える。さらに、社会教育施設論の蓄積にも目を向けて博物館教育論を分析することにより、これまで美術館をその域外におきがちであった社会教育学・生涯学習論と博物館学の領域を横断して、教育機関としての美術館の可能性を論じる。

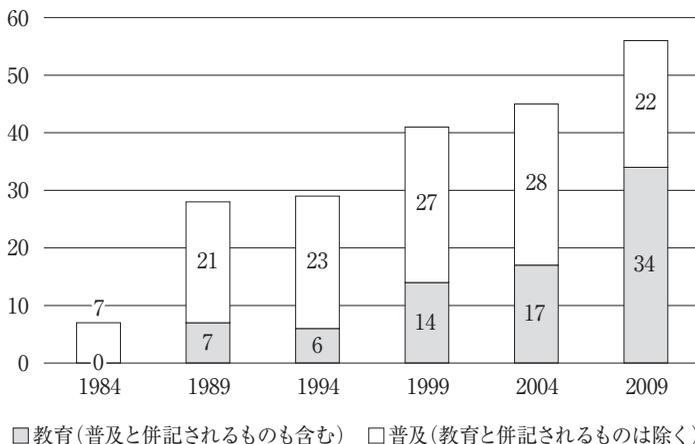


図0-1 役職に「教育」や「普及」を含む職員(係長以上の職員または学芸員)数(人)

出典:『全国博物館園職員録』(1984~2009)日本博物館協会をもとに筆者作成

#### 0.4.1 教育の中心となる“人”の存在

研究をすすめるにあたりまず注目するのが、教育の中心となる“人”である。美術館は様々な価値観がぶつかり合う場であるが、異なる価値観のあいだで生じる問題は、実践者である“人”つまり学芸員に集約するという考えから、本研究では学芸員の中でも“教育や普及を担う学芸員”の存在に注目する。

日本博物館協会が発行する『全国博物館園職員録』から、公立美術館の役職に「教育」や「普及」という言葉が含まれる職員(係長以上の職員または学芸員)数を捉えると図0-1のとおりであった。もちろん、このかに博物館数および学芸員数が増加したことも影響しているが、美術館の中に教育事業を中心的に担う人材は着実に増えていった<sup>54</sup>。

同職員録が刊行されるようになった最初の5年間(1984~1988年)を見ると、1984年の時点では「教育」を含む役職はなかったものの、翌年からは「普及」「教育」ともにその数が増え、「普及」を含む役職は「学芸課長企画普及係長」「館長補佐兼普及課長」「広報普及班主幹」「普及科長」「普及課技師」「普及課主幹課長」「普及課長」「普及係長」「普及主務」「普及部長」「副館長兼普及課

長」が、また、「教育」を含む役職は「教育参事普及課長事務取扱」「教育主事」「教育長理事兼副館長」、そして「教育」と「普及」を両方含むものには「教育普及係長」「教育普及係長心得」があった。その後は、「学習」や「アトリエ」「ボランティア」など、様々な言葉を含む名称が使われるようになっていく（詳細は別表2を参照のこと）。実際には“学芸員”として教育事業等の中心になるケースもあるものの、こうした役職名の変遷から、教育や普及が組織的に考えられるようになっていった様子を窺うことができる。

美術館の教育事業を中心となって実践する学芸員がみられるようになるなかで、本研究はまた、美術館教育の専門職<sup>55</sup>であるミュージアム・エデュケーター (museum educator, 以下、エデュケーター) の存在にも目を向けていく。

エデュケーターとは、分業化された海外の博物館におかれる教育の専門職である。その役職名は curator of education や keeper of education service など、館によって異なる。そうした名称の違いにかかわらず、博物館教育の責任者をエデュケーターと総称することが一般的である。

そもそも、英米には日本の学芸員にあたる資格制度は存在しない<sup>56</sup>。学芸員と対比して考えられることが多いキュレーター (curator) についても、各館が示す条件に合った人物が採用されているだけである。キュレーターやエデュケーターの他に主要な専門職では、資料の登録や管理をすることを専門とするレジストラ (registrar)、修復・保存を専門にするコンサヴァター (conservator) があるが、それぞれ各館が定めた条件にもとづいて採用されることになる<sup>57</sup>。しかし、千人もの職員をかかえる大英博物館のような規模の博物館と、全職員が10人に満たない博物館とでは前提となる条件がまったく異なることにも留意すべきである<sup>58</sup>。

このあたりの議論については第1部第1章で論じていくが、職員の専門分化がすすむ英米とは異なり、日本の博物館法では、学芸員が資料の収集・研究・展示など様々な役割を担う存在として示されている。そうしたあらゆる役割を担う存在として学芸員を説明する制度に対して、現状の制度では専門性を高めることはできないことや、一人の学芸員がそこまで多様な役割を担うことは現実的ではないことがしばしば指摘されてきた。“雑芸員”と揶揄される学芸員に対して、資料を研究し展示するキュレーター、そして教育を専門とするエデュ

ケーターのような専門職の配置を求める主張は、継続的にみられる。しかし、理想的な存在として示されるエデュケーターではあるが、その実態が十分に検討されてきたとはいえない。これまで繰り返し紹介されてきた一方で看過されてきたエデュケーター論に目を向けることによって、学芸員の実態を捉える手がかりを得ることが期待できることから、本書では第2章・第3章で、英米のエデュケーター論を分析をする。

#### 0.4.2 教育実践の蓄積

本研究ではまた、美術館における教育の実態を探るもう一つ的手段として、その実践の蓄積に注目する。美術館を対象とした研究は発展途中にあるといえ、大正期に活発化した美術家や批評家たちによる美術館建設運動に関する歴史研究には蓄積があるものの、博物館法制定以降は、展示や事業については各館が発行する図録や紀要などで記録されることはあっても、それらを総体的に対象化することは十分には行われてこなかった。ましてや、美術館教育への関心の高まりは1990年代に入ってからのものであり、ほとんど顧みられることはなかったといえる。第1章および第4章で詳しくみていくが、棚橋を中心にすすめられた日本の博物館学研究は、英米を中心とする海外の実践事例の紹介を主たる内容としてきた。そうした紹介を受けながら徐々に実践されるようになった美術館教育は、具体的にはどのようにすすめられてきたのか。学芸員の専門性がどのように形成されてきたかを明らかにするためにも、その実践を捉えることは不可欠である。

美術館の発達史に目を向けると、大倉集古館や大原美術館のように個人のコレクションをもとにした私立美術館の開設が早くからみられたが、美術館設置の全国的な広がりは第二次世界大戦後、社会教育法や博物館法施行後の公立美術館の設置によるといえる。公立美術館は学校教育との連携も含め多様な立場の利用者を引き付けることを試みてきたという考えから、本研究は様々な設置主体の美術館のなかでも、地方公共団体が設置する公立美術館が蓄積してきた教育実践に注目する。

### 0.4.3 学芸員個人の実態

さらには、美術館で教育活動を実践してきた学芸員が、どのような判断を重ねたかの実態を明らかにするために、美術館で教育を担う学芸員個人に迫ることを試みる。

一口に学芸員といっても、当然ながらそれぞれがおかれる状況は大きく異なる。自然史・考古など扱う資料の違いがあれば尚のこと、同じ美術資料を扱う美術館であっても私立か公立か、公立であっても都道府県か市区町村かという設置者の違いによって、また、現代美術、古美術、工芸などコレクションの違いによっても状況は異なる。そして、その教育機能においては、先に見たように、教育担当者の教育観や美術観の違いによって、コレクションや個別の資料、展示に関する知識を伝えていくことを重視するのか、美術館の活動を通して新たな文化を創造していくことを重視するのか、資料を介したコミュニケーションを重視するのかなど、様々な立場で考えていくことができる。

美術館教育を担う多くの学芸員は、実践の中で試行錯誤を繰り返しながら美術館教育とは何かということを検討してきた。模索と検討の蓄積によってこんにちの日本の美術館教育の実践があるといえるが、それはどのように形成されてきたのか。それを明らかにするためには、学芸員個人の実態に触れることが必要である。

## 0.5 構成

以上のような関心から、本書では、第一に学芸員がおかれる複雑な状況を理解し、第二に美術館教育の実践がどのようなものとして展開されたかを捉え、そして第三に学芸員のどのような働きにより、実践が形成されたかの実態を捉えることを試みる。

そのために、本書は以下の3部で構成している。第1部では、日本での博物館教育論の形成と学芸員に関する制度を確認するとともに、日本に先行するかたちで活発な議論がみられた英米のエデュケーター論を概観する。第1章では、博物館教育論の形成とその展開を追い、海外の事例紹介を中心としていた博物

館教育が徐々に立場の違いを生みながら論じられていく様子を確認していく。また、学芸員の制度的な位置づけを確認するとともに、博物館の諸機能を総合的に担う存在とするその位置づけが様々な議論を引き起こしてきたことを説明する。第2章・第3章では、日本とは異なり博物館内での分業化が進んでいるとともに、ふるくから日本のめざすべき実践として紹介されてきた英米の博物館教育論におけるエドゥケーター的位置づけを確認していく。第2章では英国のエドゥケーター論の生成と発展を、公的レポートや実践例、専門職団体<sup>59</sup>の設立とそこでの論展開を追うことによって捉えていく。第3章では米国で次々と組織されていったエドゥケーターの専門職団体の活動に注目して、エドゥケーター論がどのように展開してきたかを概観する。憧憬の対象となっていた英米の博物館におけるエドゥケーターをめぐる議論を先例として、教育担当の学芸員の専門性を分析するための視座を獲得することをめざす。

第2部では、美術館教育の実践がどのように行われてきたかを概観するために、第二次世界大戦後から1990年代のいくつかの美術館における実践事例を取り上げる。第4章では国立博物館による子供対象事業や学校を補完する事業の蓄積や各地に設置される美術館での教育事業の拡大を、また、第5章では高松市美術館を例に地域社会との関わりの中で実践がつくられる様子を捉え、第6章では「美術館教育」として活動の盛り上がりが見られた1990年代の実践を美術館教育に関する団体<sup>60</sup>の動きに注目して概観していく。

第3部では、各地に美術館の設置がすすめられた1970年代および1980年代に、公立美術館で教育を専門に担う人材として配置された学芸員のライフヒストリーを分析する。分析を通して、彼らがどのような状況のなかで、どのような考え方や実践を形成してきたかの実態を描出することを試みる。第7章では、まずインタビュー調査の概要を示すとともに、分析方法を説明する。具体的には美術館教育に関する議論や研究が活発になる前に美術館で教育事業を担ってきた学芸員を対象としたインタビュー調査を行い、それぞれのライフヒストリーから教育担当の学芸員として、特有の考え方や態度（専門性）をどのように形成してきたかを捉える。第8章では、アルギルダス・グレマス（Greimas, A. J.）の行為項モデルを援用して、インタビュー対象者のライフヒストリーを分析する。第9章では、インタビューを通して明らかになったことを概観して、

学芸員が教育における専門性を形成する過程にみられる特徴を捉えることを試みる。

そして、終章で本研究により得られた成果と残された課題を示す。

各章の初出は次のとおりであり、それぞれ大幅に加筆・修正をしている。なお、以下に記載のない章は初出である。

## 第1章

(査読あり) 大木由以「学芸員の専門性を高める支援のあり方に関する考察」『生涯学習・社会教育研究ジャーナル』（生涯学習・社会教育研究促進機構）No. 9, 2016, pp. 49-72.

(査読あり) 加藤（旧姓）由以「博物館における『教育』の位置づけ：「博物館 教育」の担い手に注目して」『生涯学習・社会教育研究ジャーナル』（生涯学習・社会教育研究促進機構）2012, No. 5, pp. 69-83.

## 第2章

(査読あり) 大木由以「イギリスにおける博物館教育担当者をめぐる考察—専門職化の過程に注目して」『博物館学雑誌』（全日本博物館学会）Vol. 42, No. 1, 2016, pp. 1-18.

## 第3章

(査読あり) 大木由以「博物館エデュケーターの専門性をめぐる視座：米国の美術館を中心として」『博物館学雑誌』（全日本博物館学会）Vol. 45, No. 1, 2019, pp. 59-77.

## 第5章

大木由以「公立美術館の発達と民主化の模索：戦後初期における高松市の美術館建設運動と美術研究所の活動」『教育人間科学部紀要』Vol. 14, pp. 15-38.

## 第6章

(査読あり) 大木由以「1990年代における美術館教育の展開—関係団体の活動および学校教育との連携に注目して—」『生涯学習・社会教育研究ジャーナル』No. 10, 2017, pp. 55-75.

第7章・第8章

(査読あり) 大木由以「ライフヒストリーにみる博物館教育担当者の専門性形成過程」『生涯学習・社会教育研究ジャーナル』（生涯学習・社会教育研究促進機構）No. 13, 2020, pp. 21-43.

終章

大木由以「生涯学習の支援者論」『生涯学習支援論』学文社, 2021, pp. 83-97.

## 第 1 部

---

# 美術館教育をめぐる議論と制度

第1部は、国内および英米の先行研究に目を向けながら、本研究における問題設定の背景を確認する。そのために、博物館教育論が資料に関する知識や関連する情報を伝えるものとして構想される一方で、学術領域ごとに蓄積される知識や情報に起因するのではないかたちでの学習課題の設定を求める議論を引き起こす様子がみられたことを指摘するとともに、その中心となる存在である学芸員の制度的位置づけおよび関連する議論をおさえる。

ポイントになるのは、教育と研究をめぐる二つの異なる立場の存在である。美術館は、1951年に制定された博物館法によって社会教育のための機関として位置づけられている。その位置づけは美術館の研究機関としての性格を否定するものではないが、美術館を研究機関として捉えるか教育機関として捉えるかという立場の違いは、学芸員の専門性を検討しようとする際に表面化していく。研究者としてのアイデンティティをもつ学芸員は、教育における自らの専門性を自覚することはない。他方で、研究と教育の両立をめざそうとする、または調査や研究といった手続きを教育に向かうプロセスとして捉える学芸員は、資料と人々を結びつけ、学習に寄与することを自らの専門性として自覚する。多様な立場の学芸員がいるなかで、博物館教育を担う存在はどのように論じられてきたのかを整理して確認していくことが、第1章の中心的な内容である。

博物館教育を専門に担うエデュケーターは、教育機能を高め、その事業や理論を洗練していくうえで日本の博物館にも必要な存在であることが繰り返し強調されてきたが、その存在がどのように考えられてきたかはほとんど問題にされてこなかった。

第2章では、教育機能を支える学芸員の専門性を検討する際の手がかりを得るために、エデュケーターの活躍がみられる英国の博物館教育論を概観する。英国の博物館は、第3章で扱う米国の博物館とともに、日本の博物館論において常に羨望の視線が向けられてきたといえる。

第3章では、米国のエデュケーター論を概観していく。米国は英国よりも専門職団体の設立が活発にみられ、1969年に博物館教育円卓会議、1973年に米国博物館協会の教育委員会、1981年には全国美術教育協会に博物館教育部門が設立されることで、エデュケーターの専門性が強調されてきた。そうした団体での議論を中心に、何が論点になっていたかを明らかにすることで、日本とは異

なる，明確な専門分化がみられる米国のエドゥケーターの実態を捉えるとともに，本研究の課題である学芸員の専門性を検討する視座を獲得することをめざす。

## 第1章

# 博物館教育論の展開

### 1.1 博物館教育論の変遷

#### 1.1.1 機能主義博物館論の形成

博物館の教育機能はいかにして発揮されるのか。展示以外の方法として伝統的なものは講演会だといえ、明治後期に帝国博物館の初代総長に就任した九鬼隆一がその事務分掌の構想の中に講演会について示すなどふるくからみられる<sup>1</sup>。講堂などに人を集め、展示・資料について解説することを中心に行われる講演会は、第4章でみるように多くの美術館で盛んに行われてきた。やがて、通俗教育振興を試みていた文部省の乗杉嘉寿がボストンの美術館で見えてきたという展示解説のように、講演会に限らない様々な方法で行われる教育活動が英米を中心として海外から紹介されることで、昭和初期には多様な教育実践が「博物館教育」と総称されて論じられるようになる。

序章でも触れたとおり、博物館教育を考え、その意義を論じた中心人物は、博物館学全般においてもそうであるように、棚橋源太郎である。棚橋は自身を中心となって立ち上げた日本博物館協会（1928年創立。設立当初は博物館事業促進会）が刊行する『博物館研究』の創刊号（1928）で、「博物館及美術館に於ける美術教育」<sup>2</sup>という記事を執筆するなど博物館の教育機関としての活用を訴えていた。その棚橋が「博物館教育」という言葉を使った早い時期の業績には、『岩波講座教育科学』（第10冊）（岩波書店、1932）の中に執筆した「博物館教育」というタイトルの論文がある。そこでは、多様な形態で行われる教育活動を列挙するかたちで「博物館教育」が説明されている。棚橋は、「博物館をして活きた博物館として、積極的に活動し教育上真に効果あらしめようと

するには説明札を読ましておくだけでは手緩い。活きた人間に案内させ説明させるやうにしなければならぬ」として、「見学指導」「研究指導」「館外貸出」「講演会」「講習会」「ラヂオの会」そして「特別展覧会」といった事業を、米国の博物館の事例とともに示している<sup>3</sup>。

博物館教育をめぐる議論が活発になるのは、博物館法が制定される頃になってからのことである<sup>4</sup>。博物館法制定時には、とにかく日本の博物館活動が不十分であることが問題であり、博物館教育論は博物館の社会的な位置づけを探ることを試みる包括的な博物館論の延長で論じられるものであった。

この時期以降の議論のもとになったといえる主要な博物館教育論には、博物館協会に設置された懇話会での博物館法草案作成のメンバーであり<sup>5</sup>満洲国国立中央博物館での勤務や第二次世界大戦中に文部省で構想されていた大東亜博物館の開設準備をすすめていた木場一夫と、木場に続き文部省に入省した鶴田総一郎によるものがある。

木場の博物館教育論は、欧米で実践される博物館活動やその理念、主として米国の事例紹介を中心に論じられた。それは、米国の博物館教育論にみられた、博物館を「教育的社会的道具」と位置づけ「社会生活において重要な役目を演ずべく運命づけられた」存在だとする博物館の機能的説明を紹介するかたちで論じられた<sup>6</sup>。博物館は、資料の「収集と保存」「研究」「出版」「展示」という機能の集合体であり、「収集した資料を調査研究することによって、その本性を判断せしめ、それに関する知見を学術的または通俗的印刷様式によって学界または社会に周知せしめ、なお教育目的に添う資料を選択し系統的に展示すること」によってその「中核的機能が発揮される」という教育機関であり、社会的道具だというものである<sup>7</sup>。

鶴田は木場の博物館論から影響を受けるかたちで<sup>8</sup>、博物館の機能を資料の「収集」「整理保管」「研究」「教育普及（展示及び教育普及活動）」と分類し、『もの』と人とを効果的に結び付けること＝『教育普及』で、「既述の三機能は教育普及のための手段」であり、「博物館が人を対象とし、物を駆使して積極的に働きかけるのは実にこの機能面においてであり、ここにすべてが集中されている」<sup>9</sup>と説明した。鶴田は、「教育」でも「普及」でもなく、「教育普及」という造語を用いて、その重要性を強調した。教育という場合には「多分に知識

とか考え方を相手にのみこます『方法・技術』の側から考えられがち」であり、普及という場合には、「方法は何でもよく、というよりあまり問題にせず、要はその知識なり考え方が結果として相手にのみこめればよいというような傾向がある」ため、その両方をめざすものとして「教育普及」が適当だという考えによるものである<sup>10</sup>。

木場の博物館教育論は、まだ日本での博物館の設置・普及が広く進んでいるとはいえない状況下で、シカゴやニューヨークといった米国の博物館で展開されてきた活動を紹介し、博物館教育に対してどのようなことが論じられたかを説明することで、日本がめざし得る理想的な博物館像を示していくという性格が強かった。しかし、博物館が、その中心として教育機能を担う存在であるという考えを強く主張する木場の議論は、やがて「教育普及」として各館の教育事業の活性に寄与したと考えられる鶴田に影響を与えるインパクトをもつものであった。木場の影響を受け、機能的整理をすすめて示された鶴田の博物館論は、後述するように、博物館を説明する基礎的な枠組みとして認識され、その後の論展開につながるものであった。

### 1.1.2 資料の分類と専門分化

博物館の使命に基づいて、資料や展示を活用しながら様々なかたちで行われる博物館教育の中心人物として注目されるのが、英米の博物館にみられる博物館教育の専門職であるエデュケーターである。過去の議論を振り返ってみると、日本でもエデュケーターのように博物館教育を専門に担う人材への言及があったことに気がつく。高等師範学校に勤務するなど、もともと学校教育とのかかわりが深く、専門としていた理科教育を中心に郷土教育などの促進のために学校と博物館との結びつきを強めることの意義を強調してきた棚橋は、米国の博物館には児童生徒の対応に当たる人材として設けられた「博物館教師 (Museum instructor)」がおかれていることを紹介し<sup>11</sup>、日本の博物館が人的に乏しいことを嘆いた。博物館の教育機能を高める方策を探っていた棚橋は、先述の「博物館教育」論（『岩波講座教育科学』1932）の中で、「説明札を読ましておくだけでは手緩い」<sup>12</sup>と述べていたわけだが、そうした考えは、構想に関わっていた博物館法の草案にもあらわれていた。1950年1月に日本博物館協会によって

示された最初の博物館法草案では、「展示場は、坐して観覧者を待つばかりでなく、進んでその存在と事業とを社会に宣伝し、来館の公衆や児童生徒には、館園教師そのほかの専門家に説明を行わせるなど、積極的な活動をする事」（第3条第5号）と記され、職員については「規模の増大に応じて、前項のほかなお、次長、学芸員、博物館教師、司書、工作員（動物剥製、木工、金工、漆工、石膏細工、蠟細工、ガラス工、撮影、画工、表装等）、映写技手、監視長、機関士、事務長及び書記各一名以上をおこななければならない」（第66条第2項）と、「学芸員」とは別に「博物館教師」と呼ばれる人材への言及がみられる。こうした人材についての細かい言及はその後の文部省とのやり取りの中で消え、最終的には「博物館に、専門的職員として学芸員を置く」（第4条第3項）、「学芸員は資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる」（第4条第4項）という単純な条文へと修正され、総合的な専門職としての学芸員が誕生することになる。

博物館法制定後には博物館法の解釈を示すかのように、木場や鶴田が教育活動の方法や内容を分類して説明する博物館教育論を展開していく。木場は、博物館が利用者に対して情報を伝えるための具体的な方法として、欧米の博物館で実践されていた教育活動を「館内で行う教育活動」「館外で行う教育活動」と分類し、それぞれの形態から「博物館教育」の全体像を示すことで説明しようとした<sup>13</sup>。鶴田は、教育の内容が「資料そのものについての研究」によって見出されて「人文科学系統と自然科学系統、更に歴史・美術・理工学・生物学・地学等とほとんど際限なく細分してゆ（ママ）ける」もので、「博物館の目的に応じてこのうちどれかを選べばよい」といえるような<sup>14</sup>学術的な情報であると説明し、木場と同様に、展示以外の教育活動を「館内活動」「館外活動」と分類して各活動形態を列挙することによって博物館教育を説明しようとした<sup>15</sup>。

1950年代の博物館教育論にみられたような分類中心の説明は、博物館の設置が全国的に拡大する1970年代にもほぼ同様のかたちで引き継がれていく。その中心的な論者に、各地の美術館で学芸員や館長などを歴任した倉田公裕がいる。倉田は、木場や鶴田と同様に博物館の教育機能を重視し、博物館を「物的側面」からみた「施設・設備」としてではなく「人的側面」からみた「社会集団」と

## 注

### 序章

- 1：学芸員は、博物館法の制定によって誕生した「専門的職員」である。1951年に制定された博物館法はその職員について「博物館に、専門的職員として学芸員を置く」（第4条第3項）とし、その役割を「博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる」（第4条第4項）と規定した。これらの条文では「専門的」という言葉が用いられているが、同様の表現は図書館法など社会教育関連の法令において広くみられるものである。
- 2：このあたりは、山崎剛「物質分化と美術史の出会い—帝室博物館の列品区分と工芸観」国際シンポジウム「日本における『美術』概念の再構築」記録編集委員会編『『美術』概念の再構築—「分類の時代」の終わりに』ブリュッケ、2017、pp. 23-34に詳しい。東京国立博物館は様々な領域の資料をもつが、1909年には文部省博物館内に美術資料を展示する表慶館が設置され、1938年の帝室博物館官制の改正時には、改正前は「第一条 宮内省二帝室博物館ヲ置く、第二条 帝室博物館ハ古今ノ技艺品ヲ蒐集シ公衆ノ観覧ニ供スル所トス」とあったものが、改正後には「第一条 帝室博物館ハ宮内大臣ノ管理ニ属シ古今ノ美術品ヲ蒐集シテ公衆ノ観覧ニ供シ兼テ美術ノ発達ニ資スル事業ヲ行フ所トス」と、美術資料を中心とすることが示されるなど、「朕帝室博物館官制中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム」『官報』1938年11月07日）美術館の性格を色濃くもつ機関として発展してきた。
- 3：北澤憲昭「文展の創設」日本洋画商協同組合編『日本洋画商史』美術出版社、1985、pp. 207-222.
- 4：ただし、これらの私立美術館の活動については、その対象や資料公開の範囲などから、どの時点を私立美術館史の起点とするかは判断が難しいところである。
- 5：大久保利通「三条公へ呈せし建議書」（1875年8月14日付）日本史籍協会編『大久保利通文書』（日本史籍協会叢書 第6巻・日本史籍協会叢書33）東京大学出版会、1968、p. 398. 文章の途中にスペースを追加した。
- 6：北澤憲明『眼の神殿「美術」受容史ノート』美術出版社、1989、pp. 162-163；吉見俊哉『博覧会の政治学』中央公論社、1992、pp. 115-130.
- 7：明治期に移入された西洋由来の美術は、すぐに一般的な理解を得ることができるようになったわけではなく、そのことは、西洋では一般的なモチーフであった裸体を描いた作品に対する反応にあらわれていた。1894年の第4回内国勸業博覧会出品に出品され一般公開された黒田清輝の裸婦画《朝妝》が、猥褻にあたるのではないかという議論を引き起こしたことは有名な話である。
- 8：青木茂編『高橋由一油画史料』中央公論美術出版、1984、pp. 305-306.
- 9：観堂學人（岩村透の号）「批評家と技術家」『美術評論』No. 22、1897、p. 9. 原文には引用部分の全部に傍点が打たれている。
- 10：岩村透「時言：夏季と芸術的社会教育」『美術新報』Vol. 10, No. 10, 1911、p. 1.
- 11：宮坂広作『近代日本社会教育史の研究』法政大学出版、1968、p. 573.

- 12: *Ibid.*, pp. 573-574.
- 13: 特別展覧会は、1916年の「虎列拉砂予防通俗展覧会」からはじまり、1919年の「生活改善展覧会」や1920年の「『時』展覧会」など、1921年まで続いた（国立科学博物館『国立科学博物館百年史』第一法規出版、1977、p. 193）。
- 14: 乗杉嘉壽『社会教育の研究』同文館、1923、p. 59.
- 15: *Ibid.*, p. 60.
- 16: 乗杉嘉壽「教育刷新の第一歩」『内外教育評論』Vol. 13, No. 2, 1919, pp. 8-10. このあたりについては松田武雄「乗杉嘉壽の教育改革論の検討」『大学院教育学研究紀要』Vol. 3, pp. 1-21を参照した。
- 17: 乗杉嘉壽（1923）*op.cit.*, pp. 129-130.
- 18: *Ibid.*, pp. 330-331.
- 19: 棚橋源太郎「家事科学展覧会の開催に就きて」『教育時論』No. 1205, 1918, pp. 6-8.
- 20: 棚橋源太郎「生活改善とは何か」『社会と教化』Vol. 1, No. 2, 1921, p. 13.
- 21: 椎名仙卓『日本博物館発達史』雄山閣、1988, p. 191.
- 22: 乗杉嘉壽「社会教育奉仕十五年の思出」『文部時報』No. 730, 1941, p. 77.
- 23: 棚橋蘇川（棚橋源太郎の号）「課長時代の乗杉嘉壽」『社会教育』Vol. 7, No. 6, 1929, p. 98.
- 24: Gilman, B. I., *Museum of Fine Arts, Boston, Museum ideals of purpose and method*, Riverside Press: Cambridge, Massachusetts, 1918.
- 25: *Ibid.* 美術至上主義のジルマンが展示に解説をつけたことを受けてウォルターズ美術館（The Walters Art Museum）等で教育部門を担当してきたセオドア・ロー（Low, T. L., 1915-1987）は、「審美的な楽しみは教育的であり、教育は審美的な楽しみにつながるが、一方がどこで終わり、他方がどこで始まるかを示す境界線はない。ジルマンでさえこの2つが重なり合っていることを認めざるを得なかったのだから、今となってはこの2つを対立的なものと考えるのは無理があると思わざるを得ない」（Low, T. L., *The educational philosophy and practice of art museums in the United States*, Bureau of Publications, Teachers College, Columbia University: New York, 1948, pp. 34-35）と述べ、美術の神格化と道具化が二者択一のものではないと指摘している。
- 26: Guglielmo, A. M., “The Metropolitan Museum of Art as an Adjunct of Factory\_ Richard F. Bach and the Resolution Between Gilman’s Temple and Dana’s Department Store”, *Curator-The Museum Journal*, Vol. 55, No. 2, 2012, pp. 203-214.
- 27: Dana, J. C., *The Groom of the Museum* (No. 2 of the New Museum Series), The ELM TREE PRESS: Woodstock, Vermont, 1917.
- 28: 棚橋源太郎の回想によると、そもそも1899年に図書館令が出されたことを受けて博物館についても博物館令が必要だと考えられていたが、内務省より全国に高等官を増やすことを反対され実現できなかったということである（棚橋源太郎・宮本馨太郎『棚橋先生の生涯と博物館』六人社、1962、p. 98.
- 29: 日本博物館協会編『再建日本の博物館対策』1945。（日本博物館協会編『再建日本の博物館対策；博物館学入門 他』（日本現代教育基本文献叢書）日本図書センター、

2001に全文が集録されている)

- 30: 博物館法の草案は、まず、1946年に法律案・施設方針調査会を設置した日本博物館協会および博物館関係者から、「博物館並類似施設に関する法律案要綱」「本邦博物館動植物園及び水族館施設に関する方針案」(1946年)、「博物館動植物園法」(1950年)、「博物館、動物園及び植物園法草案」(1950年)とその修正案が示された。その後、示された案を受けて、文部省側から「博物館法案要綱案」(1950年)、「博物館法草案」(1950年)「博物館審議会令案」(1950年)、「博物館法草案」(1951年)が示され、1951年のうちに博物館法が制定されることになる。
- 31: 棚橋源太郎は1950年に博物館法案審議会委員として博物館法制定にかかわっている(宮本馨太郎「まえがき」宮本馨太郎編『棚橋先生の生涯と博物館』六人社、1962、p.5;宮崎惇『棚橋源太郎先生年表』棚橋源太郎先生顕彰・研究会、1991、p.17。(棚橋源太郎先生顕彰・研究会編『棚橋源太郎先生(1869-1961)研究資料集』棚橋源太郎先生顕彰・研究会、1992所収)。博物館学研究者の山本哲也は法制定において棚橋の影響が大きかったことから博物館法のことを「棚橋法」と呼んでいる(山本哲也「博物館学史の編成について」『博物館学雑誌』Vol. 37, No. 1, p.52)。
- 32: 「博物館法制定10周年記念 座談会」『博物館研究』Vol. 34, No. 12, 1961. 12, p. 6. 座談会は1961年11月15日に東京国立博物館で実施された。司会は、鶴田総一郎(国立自然教育園次長)。参加者は内田英二(日本育英会理事、元文部省社会教育局視学官)、岡部稔成(文部省社会教育施設主任官室)、鬼山信一(国立科学博物館庶務部長)、古賀忠道(上野動物園長)、近藤春文(文部省調査局宗務課長・元社会教育施設課長)、三浦勇助(東京国立博物館庶務部長)。
- 33: 博物館法制定時を振り返る座談会では、元社会教育施設課長として座談会に参加していた近藤春文が「当時 GHQ のバーズさんに1、2回相をしたが、一応案をつくるようにいわれ、比較的我々の自由に作れた」と振り返っている(*Ibid.*) が、文部省社会教育局が構想した博物館像がそのまま具体化したわけではない。「国立博物館」の扱いについては、GHQ によって示された皇室財産を解体する方針のもと、民間情報教育局(Civil Information and Educational Section)の美術記念課と帝室博物館・帝室博物館・文部省のあいだでの調整を経て決着したものである。このあたりは、朴昭炫「『戦場』としての美術館：日本の近代美術館設立運動／論争史」(ブリュッケ、2012、pp. 297-314)を参照した。
- 34: 最終的には博物館法の中で美術館という言葉は用いられていないが、1950年の「博物館動植物園法」には「美術及び工芸に関する博物館では、観覧者に、落ち着いた環境のもとで鑑賞をほしのままにさせ、趣味情操を向上させることと旨として、資料の保存及び展示の方法に意を用いること」(日本博物館協会『わが国の近代博物館施設発達資料の集成とその研究、大正・昭和編』1965、pp. 150-155)と説明されていた。
- 35: このことについては、「この法律は公私立の博物館を先ず引き上げようという内容のものであるから、そこで相当施設にあたる国立の博物館とか大学付属のものとかを公私立の博物館と緊密に連絡をとり、保管資料の交換とか相互に密接に結びついて公私立を引き上げようというねらい」(内田英二(日本育英会理事、元文部省社会教育局視学官)だと記録されている(「博物館法制定10周年記念 座談会」*op.cit.*, p.9)。国

立博物館は、1950年に制定された文化財保護法により文化財保護委員会の附属機関として位置づけられることになる（制定時の文化財保護法第20条）。これに対しては日本博物館協会や大阪市美術館からも附属ではなく独立した機関として考えてほしいということが繰り返し請願されたが、その位置づけは変わることはなく、1968年に文化財保護委員会が廃止され、文化庁の所管となり現在に至っている。

また、この登録原簿への登録要件は、十分な博物館資料があること、土地・建物があること、年150日以上開館すること、そして専門的職員としての学芸員をはじめ適切な職員が配置されていることがあり、所蔵品をもたず、学芸員の配置もなかった東京都府美術館については、登録を受ける1975年まで博物館法の対象ではなかった。

- 36: 「博物館並類似施設に関する法律案要綱」『博物館研究』復興 Vol. 1 (復興 1 巻), No. 1, 1946, p. 4; 「本邦博物館動植物園及び水族館施設に関する方針案」『博物館研究』復興 Vol. 1 (復興 1 巻), No. 1, 1946, pp. 4-5.
- 37: 伊藤寿朗「博物館法の成立とその時代—博物館法成立過程の研究—」『博物館研究』Vol. 1, No. 1, 1975, p. 38.
- 38: 棚橋源太郎・宮本馨太郎, *op.cit.*, p. 55.
- 39: *Ibid.*, p. 107.
- 40: 高橋と同じく明治期の洋画家である浅井忠, 小山正太郎, 松岡壽, 川村清雄, 原田直次郎により近代美術の常設展示を行うことを一つの活動とする団体として設立された。
- 41: 設立時の理事は, 森林太郎 (鷗外), 黒田清輝, 岩村透, 松岡壽, 和田英作。
- 42: 一般的にはエコ・ミュージアム (ecology と museum を組み合わせた造語) と呼ばれる町全体を博物館と捉え地域活性化につなげる運動を指すが (有名な事例としては山形県の朝日町の「朝日町エコミュージアム」や長野県松本市の「松本まるごと博物館」がある), 長谷川は, 近代美術館や図書館などの複合施設であるパリのジョルジュ・ポンピドゥー国立芸術文化センター (Centre national d'art et de culture Georges Pompidou) を例にしながら, 人々の生態を捉えた都市計画事業という意味合いで論じている (長谷川栄『新しい美術館学: エコ・ミュージアムの実際』三交社, 1994)
- 43: 長谷川栄『新しいソフト・ミュージアム: 美術館運営の実際』三交社, 1997.
- 44: 「教師」という言葉は学校の教員に限らず広く教育にかかわる立場の人を指して用いられることもあるが, 本論文では, 「教員養成」のような特定の用語以外は, 主として学校の教員を指して「教師」という言葉を用いている。
- 45: 金子一夫「美術史のなかの美術教育」北澤憲昭・木下長宏・シャリエ, I・山梨俊夫編著『美術のゆくえ, 美術史の現在』平凡社, 1999, pp. 52-65.
- 46: 風間寛『日本美術教育史』黎明書房, 1988, p. 22.
- 47: 春山作樹「社会教育と芸術」帝国教育会『芸術教育の最新研究』文化書房, 1924, pp. 564-565.
- 48: 博物館の教育機能の充実が求められる一方で, 2018年には中央教育審議会生涯学習分科会に設置された「公立社会教育施設の所管の在り方等に関するワーキンググループ」で, 博物館を中心に公立社会教育施設を教育委員会から首長部局に移管することをめぐる議論が本格化し, 2019年には, 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の

推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第9次）」の施行により社会教育法などが改正されることで観光やまちづくりの推進を重視した博物館は、特例的に教育委員会の所管を外れることが認められるようになった。2020年に施行された「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」では、博物館を、観光・地域活性化に寄与する活動を自治体や観光業界と連携して行う「文化観光拠点施設」として位置づけ、2022年には博物館法が改正され、社会教育法に加えて芸術文化基本法が根拠法として新たに加わることになった。博物館には、様々な課題への対応が求められ、その役割はさらに拡大してきている。そして、多様な博物館運営の方法が模索され、その機能を一面的に説明することは、ますます難しくなっている。博物館の中には、観光や集客に力を入れた運営を選択するところもあるだろう。

- 49：CD-Rの内容は、北海道立近代美術館、宮城県美術館、いわき市美術館、栃木県立美術館、埼玉県立近代美術館、板橋区立美術館、世田谷美術館、東京都写真美術館、東京都美術館、練馬区美術館、目黒区美術館、横浜美術館、富山県立近代美術館、名古屋市美術館、滋賀県立近代美術館、兵庫県立近代美術館、高松市美術館、北九州市立美術館を対象として、1969年度から1994年度（横浜美術館は1993年度まで）の年報などから抽出された実践を整理したデータベースである。その実践は、「ワークショップ（体験プログラム）および実技講座」「出版物（ワークシート、講演記録等）および制作物（ビデオ、スライド、教材等）」「講演、講座、シンポジウム」「ギャラリートーク（展示室内で作品を見ながら行うトーク）」「従来より一層教育的意図のもとに企画された展覧会」「オリエンテーション、団体解説」「映像プログラム」「アウトリーチ（館主催の移動美術館、館外展等）」「アーティスト・イン・レジデンス、公開制作」「コンサート、パフォーマンス」「オリエンテーリング」「複合プログラム」「レファレンス、デモンストレーション（技法の過程紹介）、見学会、その他」という13項目によって分類・整理されている。
- 50：駒見和夫「博物館教育担当者」大堀哲・水嶋英治編著『博物館学Ⅱ—博物館展示論\*博物館教育論』（新博物館学教科書）学文社、2012、pp.239-255；稲庭彩和子「教育担当学芸員の仕事の多様性（9-1-3）」小笠原喜康・並木美砂子・矢島國雄編著『博物館教育論』2012、ぎょうせい、pp.208-209；稲庭彩和子「美術館」小笠原喜康・並木美砂子・矢島國雄編著『博物館教育論』2012、ぎょうせい、pp.108-111；宇野慶「博物館教育の環境整備（第5章）」柿崎博孝・宇野慶著『博物館教育論』多摩川大学出版部、2016、pp.50-64；大高幸「利用者主体の博物館教育：展望と課題（第15章）」寺島洋子・大高幸編著『博物館教育論』放送大学振興会、2012、pp.251-266；布谷知夫「博物館教育の歩み」黒沢浩編著『博物館教育論』講談社、2015、pp.10-17などがある。
- 51：Hooper-Greenhill, E., *Museums and their Visitor*, Routledge: Oxford, New York, 1994, pp. 1-5.
- 52：Hooper-Greenhill, E., *Museums and Education: Purpose, Pedagogy, Performance*, Routledge: London, New York, 2007, p. 1.
- 53：学習者への注目という視座を示し日本で広く関心を集めた研究として次の二つをあげることができる。一つは、ジョン H. フォーク (Falk, J. H.) とリン D. ディアーキン

グ (Dierking, L. D.) が、来館者が博物館とどのようなかわりをするのかを、個人的・社会的・物理的な文脈で読み取ろうとした『博物館体験：学芸員のための視点』(Falk, J. H. and J. H., Dierking, L. D., The Museum Experience, Whalesback Books: Washington, D. C., 1992=ジョン H. フォーク, リン D. ディアーキング『博物館体験：学芸員のための視点』(高橋順一訳) 雄山閣, 1996) である。フォークとディアーキングが蓄積してきた来館者調査の結果をもとにまとめられた『博物館体験：学芸員のための視点』は、人々が博物館で何を体験するのかを分析し、それが来館者自身の経験や知識、関心などといった「個人的コンテクスト」、誰と一緒に来館し、職員やボランティアとどのようにかわるかなどの「社会的コンテクスト」、そして、資料や建物のつくり(床に敷かれたカーペットや展示室のベンチの有無も含めて)や空間の雰囲気といった「物理的コンテクスト」が相互に影響を及ぼすことを明らかにするものである。

もう一つは、博物館における学習を、学習者の意味生成のプロセスに注目して論じた研究として、レスリー大学のジョージ E. ハイン (Hein, G. E.) による『博物館で学ぶ』(Hein, G. E., Learning in the Museum, Routledge: London, New York, 1998=ジョージ E. ハイン『博物館で学ぶ』(鷹野光行監訳) 同成社, 2010) である。ハインは、来館者が既に経験してきたことと博物館の展示や資料とを重ねて、いかに意味のある新しい経験をすることができるかに注目した。ハインは、「学習のためには、学習者の能動的な参加が必要」であることを前提に、「学習者によって到達される結論が妥当であるかどうかは、結論が一般的に真実とされることと一致しているかどうかではなく、学習者が築いた現実の範囲内で彼等にとって『意味をなす』のかどうか」であると、学習者の主観から博物館における学習を理解するという視座を示した (p. 54)。日本語に翻訳出版されたこの2つの研究は、いずれも学習の意味を単なる知識の伝達という理解にとどめず、より多角的に理解する必要があることを博物館の文脈で論じたといえ、学習者主体の博物館教育論を求めるものとして広く関係者に読まれることになった。

- 54: 『全国博物館園職員録』は、1984年以降、日本博物館協会が独自に作成して協会の会員館などに毎年販売している資料である。職員録には、博物館協会への加入の有無にかかわらず、また、登録博物館の登録や博物館相当施設の指定の有無にかかわらず、日本博物館協会が把握している博物館園が掲載されている。各館の職員の情報は、日本博物館協会から各館に対して直接依頼をすることによって収集されている。
- 55: 日本のように国家資格があるわけではない英米では、各館が示す要件のもとでエデュケーターが募集される(序章・注57を参照)。日本の場合は総合的な性格の学芸員が「専門的職員」としておかれるが、学芸員を「専門職」と純粋に説明することはできない。「専門職」とは何かを考えるにあたり参考になるのが、教育社会学の領域で蓄積された教師をめぐる議論である。1966年の国際労働機関・国際連合教育科学文化機関による「教員の地位に関する勧告」を受けて、日本では「教師=専門職」論が展開されるようになった。しかし、「教師=専門職」論は、「専門職」を楽観的に論じていることを批判され、専門職化は社会や他の職業集団との緊張関係をはらむものであるという指摘や、専門職化がエリート主義や文化再生産につながることへの懸念から「脱

専門職」を求める議論を通して問い直されてきた（永井聖二「教師専門職論再考—学校組織と教育文化の特性との関連から—」『教育社会学研究』No. 43, 1988, pp. 45-55）。「専門職」を検討する際にしばしば参照されていたのがマイロン・リーバーマン（Lieberman, M.）による、専門職の要件である。それは、①「ユニークで本質的な社会奉仕を実現すること」、②「サービスの遂行における知的技術の重要性が共有されていること」、③「長期間にわたる高度な養成や研修プログラムの存在」、④「実践者個人と職業集団全体の広範にわたる自治機能の存在」、⑤「自律的に行われた職業上の判断や行為に対する個人的責任の承認」、⑥「サービスの遂行や編成の原理として、実践者にもたらされる経済的利益よりも、職業団体に委ねられた社会的な貢献を重視する態度」、⑦「包括的な実践者の自治組織」、⑧「具体的な事例によって曖昧な点が明確に解釈された倫理綱領の存在」と説明される（Lieberman, M., *Education as a Profession*, Prentice-Hall: Englewood Cliffs New Jersey, 1956, pp. 2-6）。専門職論は、こうした要件をいかに満たしているかを測り、要件を満たすことを目指すことですすめられる「専門職化」論として論じられることもある（市川昭午「教師＝専門職論の再検討」市川昭午編著『教師＝専門職論の再検討』教育開発研究所, 1986, pp. 1-14）。学芸員については教師を対象にするものほど慎重に検討されることはほとんどなかったといえるが、倉田公裕は専門職には満たすべき要件があることを示しながら、「学芸員はこのプロフェッションと呼ばれる高級な知的職業にランクされ、単なる職業（occupation）ではなく、つまり単なるスペシャリストではなく、その役割は大きいものであることを自覚し、その存在の社会的意義を理解したとき、いわゆるプロフェッションとしての誇りと喜びの境地に達することができよう」と、市川がいう「専門職化」論を示し、テキスト執筆の時点では不十分であるが博物館界として「専門職化」を試みるべきだと主張している（倉田公裕『博物館学』東京堂出版, 1979, pp. 128-129）。学芸員と専門職の問題は教師とは比にならないほど検討対象にならなかったといえ、「専門職」がどのようなものであるかを確認することはないまま、「学芸員＝専門職」ということが為論的に論じられてきたとみることができよう。

- 56：英国については日本のような国家資格はないが、1889年に世界でもっともはやくに設立された英国博物館協会が1930年から段階的に実施していったディプロマ制度のように民間の組織による認証制度が運用されてきた（ディプロマ制度は廃止されレスター大学の Museum Studies へと引き継がれている）（Lewis, G., “The training of museum personnel in the United Kingdom”, *Museums Journal*, Vol. 83, No. 1, 1983, pp. 65-70）。1951年、ディプロマ取得者は英国博物館協会に認証された者の称号であるアソシエイト（Associateship of the Museums Association, 以下、AMA）を名乗れるようになった。やがて AMA は、認証を通して、博物館職員が継続的に能力を高めるための研鑽の機会（Continuing Professional Development）としての位置づけをもつ。AMA への会員登録は、様々な雇用形態の博物館職員に開かれている。登録のための条件は会員登録から最短で認定を受けることができる3年間は博物館で働くことが可能な立場であることであり、常勤だけでなく一時的な雇用でもボランティアであっても登録することが可能である（Museums Association, *Your guide to the AMA professional development to shape your career*, p. 15.（MA が出しているパンフレット

- ト。発行年記載なし)。
- 57: 求人情報をみれば、非常に細かいカテゴリーに分類されていることが分かる。米国博物館協会の求人情報では、Accounting/Finance, Administrative/Clerical/Support, Archivist, Assistant/Deputy/Associate Director, Chief Operating Officer, Conservation, Curator, Design, Development/Membership, Directors/Administrators, Education, Exhibitions, Facility/Operations, Human Resources/Personnel, Internships/Fellowships, IT/Web, Miscellaneous, Public Relations/Marketing, Publications, Registrar/Collections Management, Security, Situations Wanted, Visitor Services/Customer Service, President, Cultural Resource Professional (<https://aam-us-jobs.careerwebsite.com/jobs/2021/06/25閲覧>) また、英国博物館協会の求人情報では Access and outreach・Commercial activities・Consultant・Curatorial and collections・Education and learning・Exhibitions and displays・Fundraising・Governance・Marketing and PR・Operations and facilities・Technology and digital・Visitor services・Volunteers and internships・Workforce and HR (<https://www.museumassociation.org/careers/find-a-job/2021/06/25閲覧>) といったカテゴリーが用意されている。具体的にみれば、米国・北マイアミ現代美術館 (Museum of Contemporary Art North Miami) のキュレーターの公募条件では、博物館の業務についての知識を有することや調査ができること、自己管理ができて協調性があること、変化に順応できること、リスクのあることにも果敢に取り組めること、プロジェクトなどの予算管理の経験があること、文章を書くことや話すことによるコミュニケーションが取れ、対人関係を効果的に築けること、美術についての知識をもちそれを一般の人たちにわかりやすく説明できること、アーティストとも密接に協力できること、ステイクホルダーや地域の人たちに対するスピーチができることなどが挙げられている。また、美術史や関連分野で修士号 (博士号が望ましい) が取得できていること、5年以上キュレーターとして勤務した経験があることなどが条件として示されている (Job ID: 5740020 <https://aam-us-jobs.careerwebsite.com/jobs/view/curator/57400209/?t731=193954> 2021/06/25閲覧)。
- 58: Hooper-Greenhill, E. (ed.), *Working in Museum and Gallery Education (10 Career Experiences)*, Leicester University, 1992. これによると、「役職名」や「学位・経歴」は多様であり、また、「職員数」にあらわれているように、各機関の職員規模は大きく異なることがわかる。例えばリンカーン市博物館 (City and County Museum, 2005年から *The Collection: Art and Archaeology in Lincolnshire*) は、教育担当の職員を配置しておらず、考古担当の管理助手 (Assistant Keeper of Archaeology) であるジャネット・オーウェン (Owen, J.) が教育事業を行っている。大規模な博物館である大英博物館 (British Museum) には16人もの教育担当職員が配置されている。
- 59: 「専門職団体」とは、英米のエデュケーターを専門職 (序章・注55参照) と捉えることを前提に、その専門職性を支える要件の一つである同業者による集団をさす。日本のような国家資格の仕組みがない英米の場合、それぞれの博物館協会は日本博物館協会とは異なる役割を果たしてきた。英国博物館協会は、キュレーターら博物館職員の専門性を支えるための仕組 (ディプロマ) を用意し、この仕組は後にレスター大学

の博物館学コースとなる。また、ディプロマ終了後は Associateship of Museum Association (AMA) のような認証制度がつくられ、英国の博物館の人材育成を支えている。GEM については英国博物館協会とは異なり小規模な団体であり専門職団体としては弱いものだといえるが、Journal of Museum Education の発行や研修の継続的な実施、2015年には「コア・コンピテンシーズ」を示して体系的・継続的な人材育成を試みていることから、本論文ではエデュケーターたちの自立的な活動を支える専門職団体として説明している。米国の博物館教育円卓会議 (Museum Educator's Roundtable, 1971年から Museum Education Roundtable)、米国博物館協会 (American Association of Museums, 後の American Alliance of Museums) の教育委員会 (Committee on Education, 後の Standing Professional Committee on Education)、全国美術教育協会 (National Art Education Association) の博物館教育部門についても同様に、各団体の性格は異なるものであるが、本論文ではいずれも専門職団体として説明している。

- 60: 本研究では「美術館教育研究会」「JAMM 研究会」「アミューズ・ヴィジョン研究会」を取り上げる。これらは、研究者や現役の学芸員・教師をメンバーとして、美術館教育に対する問題意識を共有して活動する組織である。活動の規約はあってもメンバーの所属を縛る契約は存在しない。大きな組織の下部組織ということでもなく、あくまでもボランタリーな意思のもとで活動を行う。他にも、全国美術館会議につくられた「教育普及ワーキンググループ」(1993年に発足。2004年に教育普及研究部会へと名称変更)の活動に注目をしていく。全国美術館会議については個人というよりも(個人会員もあるが)、美術館ごとの加盟によって運営される組織であり、2017年には「美術館の原則と美術館関係者の行動指針」を示すなど、学芸員が倫理観を高めながら専門性を形成することを支える団体と捉えることもできる。このようにそれぞれ性格の異なる団体であるが、本研究では「美術館教育に関する団体」として取り上げる。

## 第1部

### 第1章

- 1: 九鬼隆一による事務分掌の説明。東京国立博物館『東京国立博物館百年史』東京国立博物館, 1973, p. 251.
- 2: 棚橋源太郎「博物館及美術館に於ける美術教育」『博物館研究』Vol. 1, No. 1, 1928, pp. 7-8.
- 3: 棚橋源太郎「博物館教育」『岩波講座教育科学』(第10冊) 1932, p. 31. 1930年に、樺太庁博物館が雑誌『博物館教育』を刊行した。その発刊にあたっての館長・北村得三による挨拶には、「題して博物館教育といふは博物館を中心として広く深く樺太の自然や人文を研究した所を発表して真に樺太そのものを真面目に紹介すると共に更に進んで指導的に働いて飽くまでも博物館の公共的使命に生きて行かうとするにあるのです。言い換へれば博物館が道的に働いて学校や一般社会に対しその関係対象について蒐集研究したる所を進んで提示し之れに依つて教育や産業を正しく導かうと云う所に発したのです」と示され(北村得三「発刊の辞」樺太庁博物館『博物館教育』創刊号, 1930, p. 1), 雑誌には博物館が所蔵する資料についての研究がまとめられている。

- ここでは図録のようなかたちで資料についての解説を加え、それによって人々の理解を深めることが「博物館教育」として論じられている。「博物館教育」という言葉の登場は、時期的にはこの樺太庁博物館の雑誌のほうが早いということになる。
- 4： 棚橋源太郎『博物館教育』（創元社、1953）や木場一夫「博物館教育」（波多野完治監修『見学・旅行と博物館』（視聴覚教育新書 VI）金子書房、1952、pp.3-70）のタイトルに「博物館教育」が用いられるなど、ある程度の議論のまとまりがみられたのは、1950年代のことであった。
  - 5：「博物館法制定10周年記念 座談会」*op.cit.*
  - 6：木場一夫（1952）*op.cit.*, p. 4.
  - 7： *Ibid.*, pp. 13-14.
  - 8： 鶴田は、「私の課（当初指導課、後に名称変更して科学教育課）には既に木場一夫科学官がおられた。（中略）ここで木場科学官と色々討議しているうちに、私の抽象的に考えていた科学の振興と普及は、つまり、社会的常設機関である科学博物館、或は更に広く博物館全体を通じて行うことが最も着実かつ永続的な施策であり事業であると悟った（実は感化された?!）」として木場からの影響を示している（鶴田総一郎『博物館学入門』の「博物館学総論」を執筆した経緯『博物館基本文獻集別巻』大空社、1991、p. 119）。
  - 9： 鶴田総一郎「博物館学総論」日本博物館協会編『博物館学入門』理想社、1956、pp. 36-37。（山口源治郎・君塚仁彦編『社会・生涯教育文獻集 VI 56』（日本図書センター、2001年）に再録。引用は再録から）
  - 10： *Ibid.*, pp. 37-38.
  - 11： 一記者（棚橋源太郎の号）「学校教育と博物館」『博物館研究』Vol. 1, No. 2, 1928, p. 4.
  - 12： 棚橋源太郎（1932）*op.cit.*, p. 31.
  - 13： 木場一夫（1952）*op.cit.*, p. 40. 同様の分類は、木場一夫『新しい博物館 その機能と教育活動』（日本教育出版社、1949、pp. 86-105）にもみられる。
  - 14： 鶴田総一郎、*op.cit.*, 1956, pp. 32-24.
  - 15： *Ibid.*, pp. 86-109.
  - 16： 倉田公裕「博物館社会学（序）—その基礎論—」博物館学研究会編『博物館と社会』1972、p. 10. 同様の指摘は、倉田公裕「博物館教育論」（倉田公裕編著『博物館教育と普及』（博物館学講座第8巻）雄山閣、1979、p. 4）にもみられる。
  - 17： 倉田公裕（1972）*op.cit.*, pp. 12-13.
  - 18： 倉田公裕（1979）*op.cit.*, p. 23.
  - 19： *Ibid.*, p. 25.
  - 20： 鶴田総一郎「専門的職務は何か—博物館学芸員—」小林文人編『社会教育職員論』（日本社会教育学会年報18）東洋館出版社、1974、pp. 226-227.
  - 21： 鶴田総一郎「博物館理論の到達点—学芸員もふくめて—」小林文人編『公民館・図書館・博物館』（講座現代社会教育 VI）亜紀書房、1977、pp. 281-282. この分類の ii に示された内容は、同様の分類が示される鶴田総一郎「学芸員を目指す人々のために」（日本博物館協会『博物館研究』Vol. 10, No. 2, 1975、p. 16）では記されていない。

## おわりに

本書は、青山学院大学に提出した博士学位申請論文「公立美術館における学芸員の専門性形成過程の研究：教育機能を高める役割に注目して」に加筆・修正を加え、JSPS 科研費 JP23HP5147の助成を受けて刊行するものである。

本研究は、横浜国立大学教育人間科学部学校教育課程に在籍し、美術教育について学ぶなかで覚えた違和感に端を発している。当時から明確な問題意識もっていたわけではないものの、学校教育を学ぶなかで、学校とは異なる場面での教育の重要性を意識し、社会教育学・生涯学習論の領域に関心をもつようになった。とはいえ、卒業する時期になっても、漠然とした魅力をもつ社会教育実践にどのようにアプローチしたらよいか、方針を立てることはできなかった。

そうしたなかで出会ったのが、樹村房が刊行していた博物館学シリーズ『改訂 博物館概論』（2004）である。そして、このテキストの編者が後に大学院での指導教員となる鈴木眞理先生であり、また、執筆者の一人が博士学位申請論文の主査を務めてくださることになる山本珠美先生である。青山学院大学大学院進学後は、東京国立近代美術館のインターンとして教育事業の実態を垣間見て、社会教育実践研究センターで非常勤として勤務しながら多くの社会教育主事、司書、学芸員の熱意に触れ、博物館に限らず、様々な社会教育施設、団体等の社会教育実践を知ることができた。その間に、公立小学校の臨時的任用教員として勤務する機会を得られたことも、多様な学習機会のあり方を、机上の空論にならないよう冷静に捉えようとする姿勢につながったように思う。

こうした経験を踏まえ、美術館を中心に、学校外ですすめられる様々な教育の広がりや社会教育学・生涯学習論の知見を生かして分析しようと試みた本書は、博物館学・美術史の領域いずれの研究者にとっても物足りなかったり共感しにくかったりする箇所があるかもしれない。自信のなさから十分に踏み込んだ考察ができず、拙さが多く残っていることも大いに自覚をしている。それでも、社会教育について学んだ経験があったからこそ、社会教育を学ばなければ考えることができなかった視座を示すことができているのであれば本望である。

学位論文をまとめ出版の準備をすすめるなかでは、多くの方に支えていただいたことに深く感謝をしている。学部での指導教員である小野康男先生は、学校教育課程に在籍しながら学校教育に向き合うことができずにいた時期に様々な言葉をかけてくださった。なんとか無事に卒業できたこと、その後も学び続けたいと思えたことは、小野先生のおかげである。

大学院での指導教員であり、博士学位申請論文の副査を務めてくださった鈴木眞理先生には、授業だけでなく、様々な機会を通して社会教育を学ぶ機会を与えていただいた。社会教育に関わる様々な立場の方と関わり、多様な社会教育の実践に触れる機会を得られたことは、書物や論文を読むだけでは理解することができない社会教育の特質と魅力を知ることにつながった。鈴木先生を介して多くの研究者に出会い、関係を築くことができたことは、何事にも代えがたい財産となっている。

博士学位申請論文の主査を務めてくださった山本珠美先生には、本当にお世話になった。香川大学から青山学院大学に移られた直後のご多忙中であつたにもかかわらず、筆者の論文に目を通し、とても丁寧に助言してくださったことへの感謝の気持ちは、言葉であらわすことはできない。また、副査として審査してくださった青山学院大学の小木曾一之先生、大森秀子先生、そして北海道大学の湯浅万紀子先生には、多くの貴重な助言をいただき心から感謝している。同時に、審査の過程で投げかけてくださった様々な助言に十分応えることができていることも、自覚している。ここから先どのように踏み込んでいくかは、今後の課題である。

そして、論文を執筆する過程でインタビューに応じてくださった方々、資料や情報を提供してくださった方々に、改めて感謝の意と敬意を表したい。研究をすすめる過程での出会いや様々なかたちでのご教示一つひとつが、論文をまとめ、本書を公刊するモチベーションとなる魅力的なものであつた。

最後に、本書の刊行にあたり、樹村房の大塚栄様、安田愛様にお世話になった。あたたかく丁寧に支えてくださったことに心から感謝している。

2024年1月20日

大木 由以

## [著者紹介]

大木 由以 (おおき・ゆい)

青山学院大学客員研究員, 文教大学・東京農業大学非常勤講師  
博士 (教育学) (青山学院大学)

1984年東京都生まれ。2015年青山学院大学大学院教育人間科学  
研究科教育学専攻博士後期課程単位取得退学

## 公立美術館における学芸員の専門性

“人”から考える博物館教育

2024年2月20日 初版第1刷発行

検印廃止

著者 大木 由以

発行者 大塚 栄一

発行所 株式会社 **樹村房**

〒112-0002

東京都文京区小石川5丁目11-7

電話 03-3868-7321

FAX 03-6801-5202

振替 00190-3-93169

<https://www.jusonbo.co.jp/>

組版・印刷／亜細亜印刷株式会社

製本／株式会社渋谷文泉閣

©Yui OKI 2024 Printed in Japan

ISBN978-4-88367-388-9 乱丁・落丁本は小社にてお取り替えいたします。